

# 一般廃棄物処理基本計画

(改定版)



令和3年2月

玄 海 町



## 【目 次】

第1章 基本的事項	1
第1節 計画策定の主旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の対象区域	4
第4節 計画対象範囲	4
第5節 計画目標年次	4
第6節 一般廃棄物処理基本計画の見直し、点検、評価	5
第2章 地域の概要	6
第1節 位置・地形	6
第2節 気候	7
第3節 人口・世帯	8
1. 人口・世帯	8
2. 年齢別・性別人口	9
第4節 産業の動向	10
第5節 土地利用の状況	12
第6節 総合計画との関係	13
第3章 ごみ処理基本計画	14
第1節 ごみ処理の現状と課題	14
1. ごみ処理の流れ（処理フロー）	14
2. ごみ処理体制	15
3. ごみ処理の実績	21
4. 一般廃棄物処理システム評価	31
5. ごみ処理の課題	34
第2節 ごみ処理行政等の動向	36
1. 国・県の方針・計画の概要	36
2. 町の条例	37
3. 国・県の目標値の概要	38
第3節 ごみ処理基本計画の基本方針等	39
1. 基本理念・目標等	39
2. 基本方針	40
3. 取り組みの体系	40
4. 基本目標達成のための役割	42
5. ごみ排出量及び処理量の見通し	45
第4節 ごみ処理基本計画	52
1. 排出抑制・再生利用計画	52
2. 収集・運搬計画（分別収集計画）	57
3. 中間処理計画	59

4. 最終処分計画.....	61
5. その他.....	62
第4章 生活排水処理基本計画.....	66
第1節 生活排水処理の現状と課題.....	66
1. 生活排水の処理体系.....	66
2. 生活排水処理体制.....	67
3. 生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の実績.....	70
4. し尿等の収集・処理状況.....	71
5. 生活排水処理の課題の抽出.....	75
第2節 生活排水処理行政等の動向.....	76
1. 国・県の方針・計画の概要.....	76
2. 町の条例.....	76
第3節 生活排水処理基本計画の基本方針等.....	77
1. 基本目標.....	77
2. 基本方針.....	78
3. 取り組みの体系.....	78
4. 基本目標達成のための役割.....	80
5. 生活排水の処理主体.....	81
6. 生活排水処理形態別人口とし尿等の排出量の見込み.....	82
第4節 生活排水処理基本計画.....	83
1. 生活排水の処理計画.....	83
2. し尿等の処理計画.....	85
3. その他.....	88

(添付資料)

- ・資料1：ごみ排出量等の推計
- ・資料2：し尿等排出量の推計

---

---

## 第1章 基本的事項

---

---

### 第1節 計画策定の主旨

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、ごみ問題だけでなく天然資源の枯渇への懸念や、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題等にも密接に関係しており、このような社会構造を見直し、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成が求められています。

また、近年の国際的な動向として、エネルギー、経済成長、気候変動、天然資源の不足等により様々な課題が生じている不安定な社会において、持続可能な開発目標（SDGs）<sup>※1</sup>が採択されるなど、持続可能な社会を目指した国際協調の取組が進められています。

こうしたなか、国においては、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や各種リサイクル法など、関係法令の整備が進められてきました。さらに、平成30年6月には「第4次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、国内における取り組みとして、「持続可能な社会づくりの統合的な取組」「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の推進と環境再生」「災害廃棄物処理体制の構築」などの項目を掲げ、循環型社会の形成に向けて取り組んでいくことが定められました。

玄海町（以下、「本町」という。）においては、「人と自然がおりなす笑顔あふれる玄海町」を目指した「第5次総合計画」に基づき、環境に配慮した循環型社会を形成するため、住民一人ひとりから事業所、行政に至るまで環境美化やごみの4R<sup>※2</sup>など、自主的な活動の取り組みを進めていくことを掲げています。

一般廃棄物の処理については、平成28年3月に「一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、本町の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めることはもとより、循環型社会の実現に向け鋭意努力してきたところです。

本計画は、前計画の策定から5年が経過し、中間目標年次を迎えたことから、計画の進捗状況を検証・評価し、一般廃棄物の適正処理はもとより、資源循環型社会の形成に向けた取り組みをより一層推進するために改定するものです。

※1：SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟国が掲げた国際社会共通の目標です。

※2：ごみの4R：リフューズ（Refuse：ごみの発生回避）、リデュース（Reduce：ごみの排出抑制）、リユース（Reuse：製品、部品の再利用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の頭文字をとった運動。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項に基づき、廃棄物に関して市町村が策定する基本計画として、法体系の中に位置づけられています。本計画は、国の法律・計画、佐賀県の計画、「玄海町総合計画」を上位計画とし、一般廃棄物処理に関する具体的な施策の方向性を示すものです。

本計画の他計画の関係図を図1-2-1に示します。また、本計画に関する法令等の概要を表1-2-1に示します。

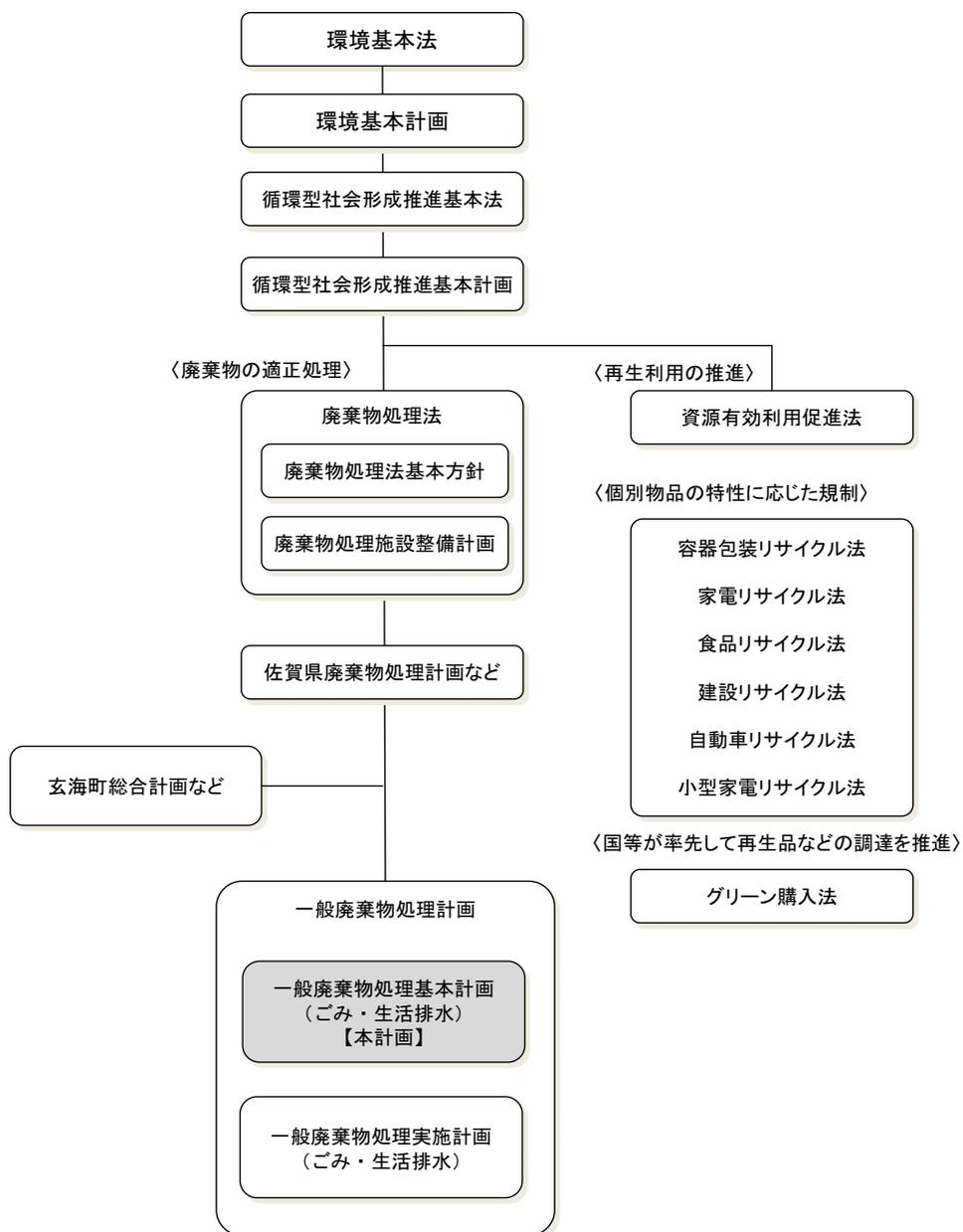


図 1-2-1 本計画と他の計画との関係

表 1-2-1 本計画に関連する法令等の概要

法令名称	制定年度 (最終改正)	概要
環境基本法	平成5年度 (平成30年度改正)	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	平成12年度 (平成24年度改正)	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	昭和45年度 (令和元年度改正)	廃棄物の排出抑制や適正な処理(分別、保管、収集、運搬、処分、再生等)を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とし、廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	平成3年度 (平成26年度改正)	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取り組みを中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	平成7年度 (平成28年度改正)	家庭等から排出されるごみの大半(容積比約60%)を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	平成10年度 (平成29年度改正)	家電製品の製造・販売事業者などに廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。当面、対象となる家電製品は当初、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていたが、平成21年4月1日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加されている。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	平成12年度 (令和元年度改正)	売れ残りや食べ残り又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	平成12年度 (平成26年度改正)	建設工事の受注者などに建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	平成14年度 (令和元年度改正)	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクル等を図る。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	平成24年度	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用や有害物質の管理等の廃棄物の適正処理の確保を図る。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	平成12年度 (平成27年度改正)	国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。

### 第3節 計画の対象区域

計画対象区域は、本町の行政区域内全域を対象とします。

### 第4節 計画対象範囲

本計画で対象とする廃棄物は、本町で排出される一般廃棄物のうち、「特別管理一般廃棄物」を除く「ごみ」及び「し尿（生活排水）」とします。

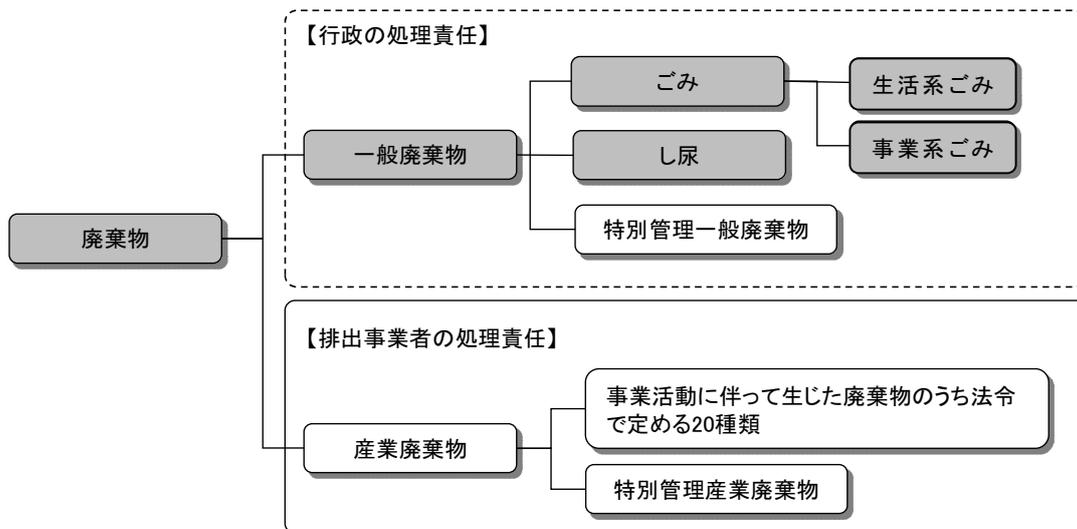


図 1-4-1 本計画で対象とする廃棄物

### 第5節 計画目標年次

本計画は、令和 2 年度を計画改定年とし、令和 3 年度から 10 年間に計画期間として、令和 12 年度を計画目標年次とします。また、計画改定年から 5 年後の令和 7 年度を中間目標年次とします。

表 1-5-1 計画期間及び計画目標年次

年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12
現計画 平成 28 年 3 月策定	← 当初計画期間 →														
本計画 令和 3 年 2 月策定					■ 計画改定					■ 中間目標					■ 計画目標
					← 計画期間(10年間) →										

## 第6節 一般廃棄物処理基本計画の見直し、点検、評価

本計画は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、各施策や目標の進捗状況について定期的な検証と継続的な改善を図ります。

本計画は概ね5年毎に見直しを行うほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行います。

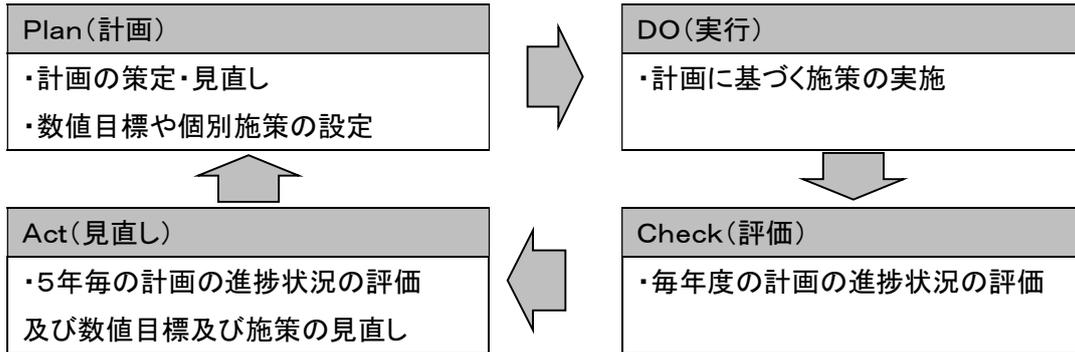


図 1-6-1 PDCAプロセス

---

## 第2章 地域の概要

---

### 第1節 位置・地形

本町の位置を図 2-1-1 に示します。

本町の町域は、東西約 7 km・南北約 9 km、総面積 35.92 km<sup>2</sup>で、佐賀県全体の約 1.5%を占めています。また、本町は、佐賀県の東松浦半島西岸に位置し、町の西部には玄界灘が広がり、三方は唐津市に接しています。



図 2-1-1 玄海町の位置

## 第2節 気候

本町の気候は、対馬暖流の影響を受けて比較的温暖で、寒暖の差が少ない海洋性気候です。

周辺の気象観測所である唐津観測所の気象データによれば、令和元年の年間降水量は 1,794.0mm、年平均気温は 17.0℃、平均風速は 2.2m/s、年間日照時間は 1,829.1 時間となっています。

表 2-2-1 気象概要(唐津観測所)

要素	降水量 (mm)	気温(℃)			風向・風速(m/s)			日照時間 (時間)
		平均	日最高	日最低	平均 風速	最大		
						風速	風向	
平成 27 年	1,959.5	16.3	34.6	-2.2	2.3	16.8	北	1,722.7
平成 28 年	2,513.5	17.1	35.7	-4.6	2.3	14.6	北	1,741.7
平成 29 年	1,532.5	16.6	36.1	-2.9	2.3	16.8	北	1,960.2
平成 30 年	1,653.0	16.7	36.5	-2.6	2.4	14.2	北	1,996.4
令和元年	1,794.0	17.0	35.3	-0.5	2.2	13.1	北	1,829.1
1 月	42.5	7.3	14.3	-0.5	2.0	9.1	北北西	130.4
2 月	46.5	8.7	19.4	-0.2	2.3	9.3	南	97.3
3 月	115.5	11.0	22.1	1.9	2.4	9.9	北	174.7
4 月	105.0	14.5	24.8	5.1	2.3	8.5	西北西	181.7
5 月	39.0	19.8	32.2	7.5	2.0	8.7	南	254.5
6 月	209.5	22.1	31.0	15.6	2.4	10.0	北	147.8
7 月	214.0	25.1	34.2	19.0	2.1	7.5	南	118.6
8 月	699.5	26.8	35.3	18.1	2.1	13.1	北	171.0
9 月	90.5	24.9	34.2	17.3	2.3	10.1	南東	143.9
10 月	99.0	19.8	31.0	9.7	2.6	11.1	北	152.6
11 月	36.0	14.0	22.9	4.1	1.8	8.1	南	163.4
12 月	97.0	9.8	19.8	1.4	2.0	8.3	北北西	93.2

資料：気象庁

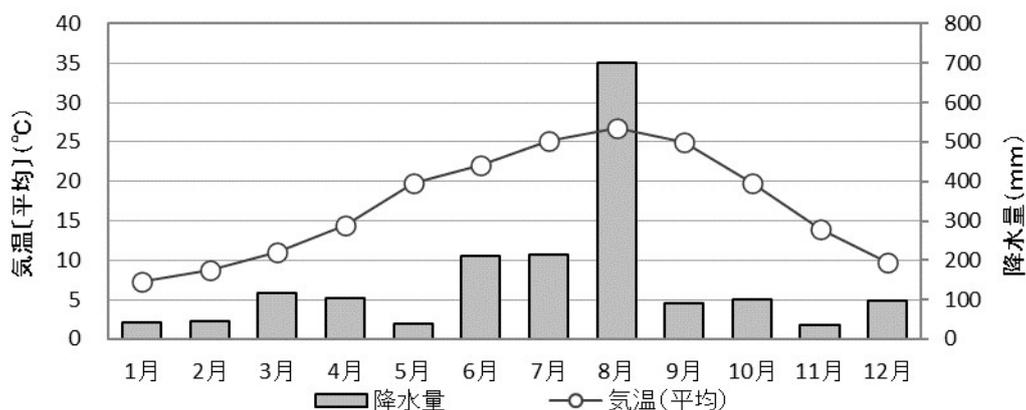


図 2-2-1 月別の気温及び降水量(唐津観測所 令和元年)

### 第3節 人口・世帯

#### 1. 人口・世帯

本町の人口、世帯及び世帯人員は、ともに減少傾向にあります。

国勢調査によれば、平成 27 年の人口は 5,902 人、世帯数は 1,918 世帯、1 世帯当たりの人員は 3.08 人です。平成 2 年と比べると人口は 1,613 人減少し、世帯数は 78 世帯減少、1 世帯当たりの人員は 0.69 人減少しています。

表 2-3-1 人口・世帯数・世帯人員の推移(各年 10 月 1 日)

単位: 人、世帯、人/世帯

年次	人口	世帯	1 世帯当たり人員 (人口÷世帯)
H2	7,515	1,996	3.77
H7	7,737	2,378	3.25
H12	6,986	1,961	3.56
H17	6,738	1,976	3.41
H22	6,379	1,959	3.26
H27	5,902	1,918	3.08

資料: 町の紹介誌・佐賀統計情報館(総務省「国勢調査」)

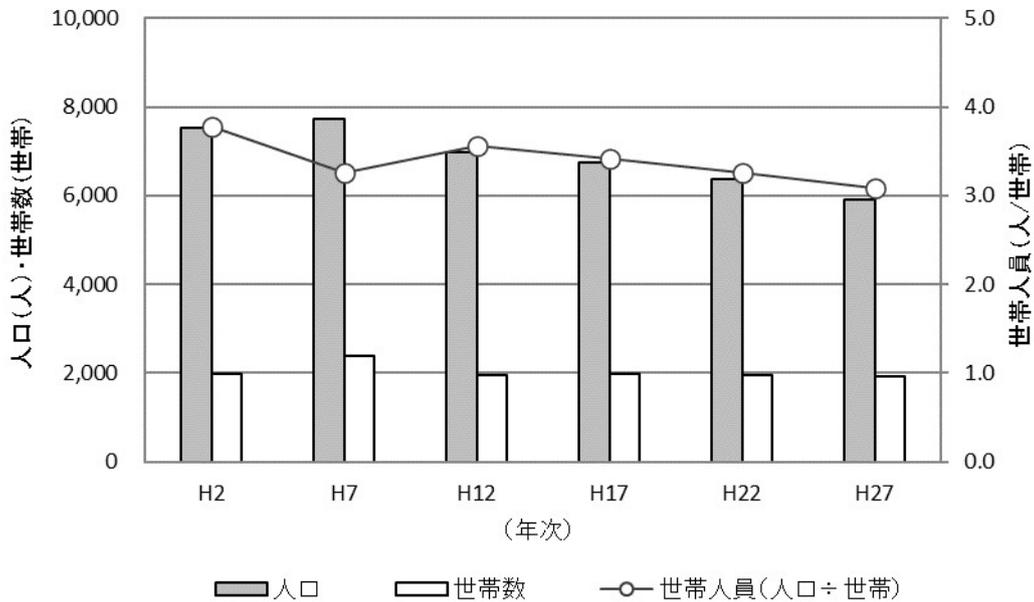


図 2-3-1 人口・世帯数・世帯人員の推移

## 2. 年齢別・性別人口

本町の年齢3区分別の人口推移をみると、65歳未満の年少人口及び生産年齢人口の減少が進み、65歳以上の老年人口が増えており、少子高齢化の傾向が強まっています。平成27年は平成2年と比べると年少人口、生産年齢人口はそれぞれ8.0%、11.4%低下し、老年人口は19.4%増加しています。

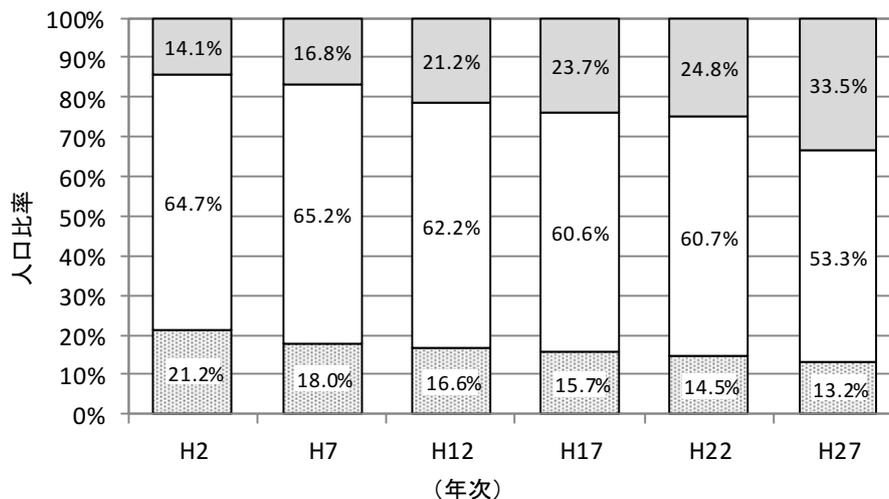
なお、平成27年における性別人口比（全体）は、男性は約51%、女性は約49%となっています。

表 2-3-2 年齢3区分別人口の推移(各年10月1日)

年次		人口			比率		
		年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
H2	全体	1,594	4,861	1,060	21.2%	64.7%	14.1%
	男	779	2,622	416	10.4%	34.9%	5.5%
	女	815	2,239	644	10.8%	29.8%	8.6%
H7	全体	1,390	5,041	1,306	18.0%	65.2%	16.8%
	男	701	2,899	526	9.1%	37.5%	6.8%
	女	689	2,142	780	8.9%	27.7%	10.1%
H12	全体	1,162	4,348	1,476	16.6%	62.2%	21.2%
	男	605	2,336	613	8.7%	33.4%	8.8%
	女	557	2,012	863	8.0%	28.8%	12.4%
H17	全体	1,059	4,085	1,594	15.7%	60.6%	23.7%
	男	543	2,203	664	8.1%	32.7%	9.9%
	女	516	1,882	930	7.7%	27.9%	13.8%
H22	全体	923	3,873	1,583	14.5%	60.7%	24.8%
	男	471	2,159	644	7.4%	33.8%	10.1%
	女	452	1,714	939	7.1%	26.9%	14.7%
H27	全体	840	3,402	1,660	13.2%	53.3%	33.5%
	男	433	1,887	715	7.3%	32.0%	12.1%
	女	407	1,515	945	6.9%	25.7%	16.0%

※：四捨五入により、比率の合計が一致しない場合があります。

資料：町の紹介誌・佐賀統計情報館（総務省「国勢調査」）



■ 年少人口(0～14歳) □ 生産年齢人口(15～64歳) □ 老年人口(65歳以上)

図 2-3-2 年齢3区分別人口(比率)の推移

## 第4節 産業の動向

産業別就業人口の推移をみると、第三次産業は増加傾向にあり、第一次産業及び第二次産業は減少傾向にあります。

国勢調査によれば、平成 27 年の産業就業別人口の比率は、第一次産業が 23.3%、第二次産業が 22.8%、第三次産業が 53.9%です。平成 2 年と比べると第一次産業、第二次産業はそれぞれ 8.7%、9.9%低下し、第三次産業は 18.6%増加しています。

表 2-4-1 産業別就業人口の推移(各年 10 月 1 日)

単位:人

年次	就業人口			比率		
	第一次産業	第二次産業	第三次産業	第一次産業	第二次産業	第三次産業
H2	1,290	1,321	1,423	32.0%	32.7%	35.3%
H7	1,140	1,693	1,613	25.6%	38.1%	36.3%
H12	958	1,132	1,642	25.7%	30.3%	44.0%
H17	913	1,022	1,805	24.4%	27.3%	48.3%
H22	874	657	2,051	24.4%	18.3%	57.3%
H27	778	759	1,797	23.3%	22.8%	53.9%

※：第三次産業に分類不能の就業人口を含みます。

資料：町の紹介誌・佐賀統計情報館（総務省「国勢調査」）

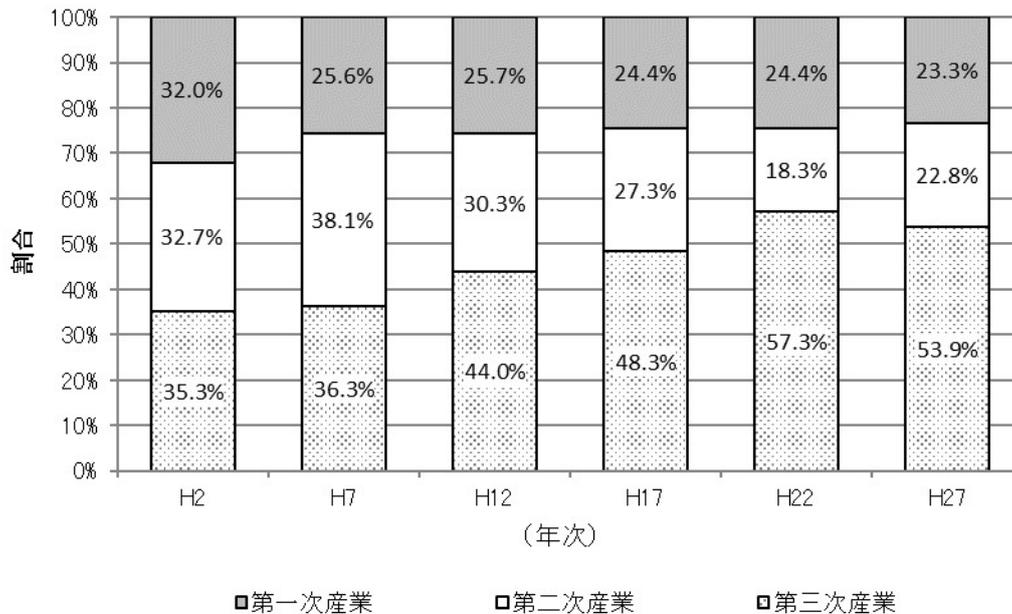


図 2-4-1 産業別就業人口(比率)の推移(各年 10 月 1 日)

表 2-4-2 本町の産業の状況

○農林水産業

農業については、土壌にあった米作りやミカン、メロン、イチゴなどのハウス栽培の他に、畜産が行われています。国営上場土地改良事業及び県営畑地帯総合整備事業により、生産性・収益性の高い営農ができるようになりました。

畜産については、特にブランド牛の佐賀牛の生産が盛んに行われています。また、漁業については、鯛などの養殖漁業やイカ釣り漁業が盛んですが、近年は水産資源の減少、漁場環境の悪化、後継者の確保など多くの課題を抱えています。

○商工業

本町は、炭鉱、水力発電に始まり、昭和 50 年からは原子力発電所、平成 17 年からは玄海ウインドファーム・風力発電所がスタートし、100 年以上に渡ってエネルギーと深い関わりを持ってきました。また、本町では古くから歴史ある石材工業が盛んな地域があり、現在では土木建築、左官、電気等の業種を超えた交流で地域商工業の振興を図っています。

近年では、中小企業の基盤強化などを支援し、商工業・サービス業の振興を図るとともに、新たな産業の育成や地域特性に適合した企業誘致を進め、地域経済の活性化及び雇用の創出に努めています。

○観光

美しい景観を持つ海岸線や豊かな水産物・農産物など自然観光資源に恵まれ、日本棚田百選に認定されている「浜野浦の棚田」をはじめ、「玄海エネルギーパーク」や「玄海町次世代エネルギーパークあすぴあ」及び「玄海海上温泉『パレア』」が観光の拠点になっています。近年では、自然や農林水産業の体験型や滞在型、住民との交流など、地域資源を活かした観光振興のための取り組みを進めています。

## 第5節 土地利用の状況

地目別面積の総数は、2,922ha であり、内訳をみると山林の割合が最も大きく 31.3%を占めており、次いで、畑が 29.5%、田が 23.0%、原野 6.5%、宅地が 5.9%、残りをその他の土地が占めています。

表 2-5-1 地目別面積(平成 29 年 1 月 1 日)

単位: ha

区分	総数	田	畑	宅地	山林	原野	その他
総面積	2,922	671	861	172	915	189	114
割合	100.0%	23.0%	29.5%	5.9%	31.3%	6.5%	3.8%

※：町の土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地のうち、課税対象外の土地（官、公有地、公共用地、墳墓地、公共用水路、用悪水路、ため池、保安林、学校用地及び神社・寺院などの境内など）を除きます。

資料：佐賀統計情報館（平成 30 年版佐賀県統計年鑑）

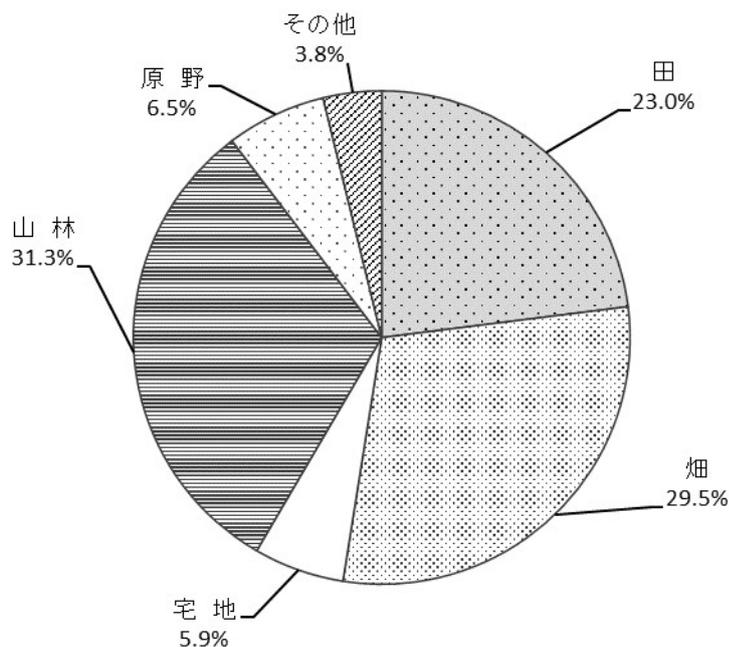


図 2-5-1 地目別面積(割合)(平成 29 年 1 月 1 日)

## 第6節 総合計画との関係

本町では、平成 28 年 3 月に策定した「第 5 次玄海町総合計画（計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）」に基づき、行政運営を行います。

<p>■将来像</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>人と自然がおりなす 笑顔あふれる玄海町</p></div> <p>■基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①環境分野 自然と共生するまち(廃棄物行政関連目標)</li><li>②産業分野 活力が向上するまち</li><li>③教育分野 次代を育成するまち</li><li>④健康分野 福祉が充実するまち</li><li>⑤安全分野 安心を確保するまち</li><li>⑥快適分野 こちよい生活ができるまち</li><li>⑦協働分野 住民が参画するまち</li></ul> <p>■廃棄物行政に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○基本目標: 自然と共生するまち(環境分野)</li><li>○関連施策: 循環型社会の形成</li></ul> <p>(施策概要)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>【目指す姿】</p><div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">循環型社会の確立に向け、ごみの排出抑制や資源化率の向上、環境美化等を推進します。</div><p>【まちのとりくみ】</p><ul style="list-style-type: none"><li>○ごみ処理対策</li><li>・ごみの排出抑制と資源化率の向上を図ります。</li><li>・資源循環型社会の形成に向けて取り組みます。</li></ul><ul style="list-style-type: none"><li>○し尿処理対策</li><li>・衛生的なし尿処理体制の維持・管理を行います。</li><li>・畜産の家畜ふん尿対策に取り組みます。</li></ul></div>
--

図 2-6-1 第5次玄海町総合計画の概要

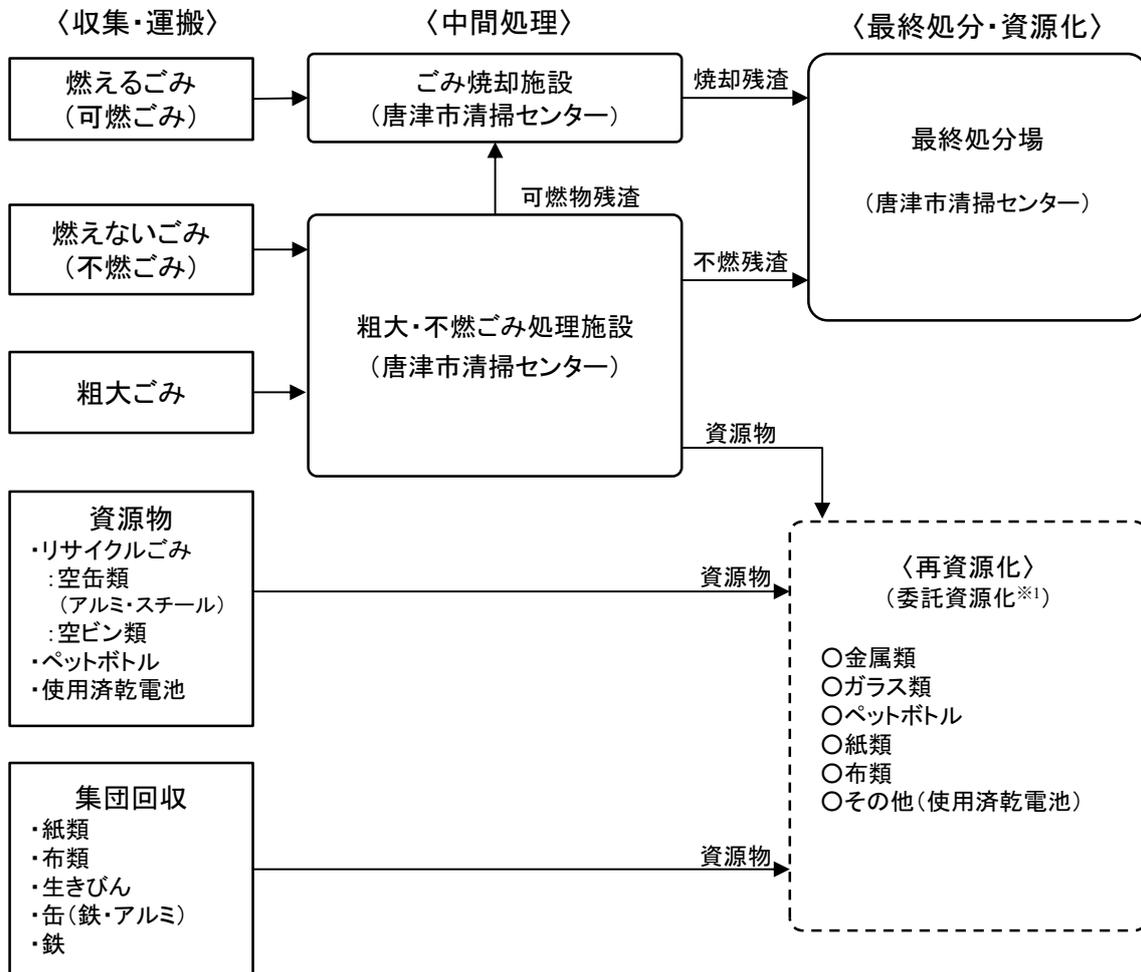
### 第3章 ごみ処理基本計画

#### 第1節 ごみ処理の現状と課題

##### 1. ごみ処理の流れ(処理フロー)

本町のごみ処理体系を図 3-1-1 に示します。

本町では、資源物を除くごみについては、唐津市へ処理委託する形で広域処理を行っています。資源物については、民間業者に売却や処理委託をしており、引き渡した品目については資源化をしています。



※1: 再資源化業者への売却及び容器包装リサイクル法に基づく指定ルートや専門業者への委託資源化を含みます。

図 3-1-1 ごみ処理体系

## 2. ごみ処理体制

### 1)ごみ処理の実施主体

ごみ処理の実施主体を整理したものを表 3-1-1 に示します。

排出抑制及び分別排出は、町民・事業者・行政がそれぞれ主体となって行っており、排出されたごみの収集・運搬から中間処理、最終処分は行政が主体となって行っています。

事業系ごみについては、事業所自らの責任において適正に処理することを原則とし、事業所が自ら処理できない場合には、町が許可した一般廃棄物処理収集運搬業者に委託し、唐津市の施設で処理を行っています。

表 3-1-1 ごみ処理の実施主体

項目	町民	事業者	行政
排出抑制	○	○	○
分別排出	○	○	○
収集・運搬	—	○	○
中間処理	—	—	○
最終処分	—	—	○

※：実施主体には委託を含みます。

## 2)ごみの分別区分

本町の生活系ごみの分別区分の概要を表 3-1-2 に示します。

事業系ごみの分別区分は、生活系ごみに準じて行うよう指導しています。

表 3-1-2 生活系ごみの分別区分

分別区分	具体例	
燃えるごみ (可燃ごみ)	台所ごみ、ゴム・革製品、プラスチック・ビニール類、紙類、布類、木くず・せん定くず・発泡スチロール(口径 5 cm未満、袋に入る長さ)、使い捨てカイロ、乾燥剤、ロープ・ひも類・ホース(50 cm未満)、資源物に出せない毛布・カーテン・ふとん(50 cm未満)、紙おむつ 等	
燃えないごみ (不燃ごみ)	陶磁器、ガラス食器、耐熱ガラス、板ガラス、刃物類、金物類、かさ、小型電化製品(袋に入るもの)、ビニール被覆のハンガー、針金類、電球、蛍光管、ライター、缶類(油やペンキが付いているもの)、大きなプラスチック類、金属キャップ 等	
粗大ごみ	タンス・机・イス・オルガン・ベッド・ソファー等の家具類(1.0m×0.6m×1.5m以下)、木材等(厚さ 5cm、長さ 2m程度)、じゅうたん、ふとん、ストーブ、ガスコンロ、扇風機、自転車 等	
かん類	空き缶、空き容器、スプレー缶	
びん類	空きびん、割れたびん	
ペットボトル	ペットボトル(PET リサイクルマークの付いているボトルのみ)	
その他	使用済乾電池	各地区公民館、役場等に設置している専用の容器で回収する。
	特定家庭用機器	(家電リサイクル法対象) 指定家電 4 品目 6 機器は、販売店等による引取りとする。 ただし、指定取引場所(販売店等)への持ち込みが困難な場合は、町が収集運搬を行う。(リサイクル料金と収集運搬手数料は有料)
	生活系パソコン	(PCリサイクル法対象:資源有効利用促進法) メーカー等の引取りとする。
	町では処理できない 廃棄物(処理困難物)	処理困難物として町が指定するものについては、販売店や産業廃棄物処理業者に相談して適正処理を行う。

### 3)ごみの排出抑制・再生利用の推進体制

本町では、行政・町民・事業者が一体となり、ごみの減量・リサイクルを進めるための取り組みを行っています。

実施主体ごとの主な排出抑制・再生利用の取り組みを表 3-1-3 に示します。

表 3-1-3 ごみの排出抑制・再生利用の主な取り組み

実施主体	施策の名称等	施策の概要
行政の 取り組み	環境学習の推進	エコチャレンジシートの配布、ポスターコンクール、 処理施設の見学会、3R 全国大会の参加推進など
	広報・啓発活動	町内NPOや地域団体の資源回収活動の紹介
	資源物が出しやすい環境づくり	販売店回収や店頭回収などの民間回収体制の整備
	ごみ処理費用負担に係る検討	生活系ごみの有料化制度の実施状況やその効果の評価及び必要に応じた見直し。 事業系ごみの処理手数料について、実際の処理コストに応じた手数料負担の見直し。
	各種リサイクル活動等の推進	分別、再生利用、収集品目の追加検討、生ごみ等の資源化の促進、職員意識の向上、減量化・資源化推進員、協力員制度導入の検討
町民の 取り組み	環境学習・啓発活動の創造	フリーマーケット、リサイクルアイデア提供、マイバッグ利用、使い捨て品の利用抑制と再生品の利用促進、グリーン購入推進
	分別排出の徹底とリサイクル活動への協力	分別排出の徹底、リサイクル活動への協力、生ごみの減量・資源化
事業者の 取り組み	事業者から排出されるごみの排出抑制及び資源化	発生源における排出抑制、過剰包装抑制、流通包装廃棄物抑制、使い捨て容器抑制リサイクル協力店の拡大、リサイクルの徹底、業者間の協力等

#### 4) 収集・運搬体制

ごみの収集・運搬の方法を表 3-1-4、ごみ有料化の状況を表 3-1-5 及び収集・運搬機材の状況を表 3-1-6 に示します。

本町では、指定袋等によるごみ処理の有料化を実施しており、ごみの排出量の推移等を踏まえて適宜料金の見直しを行い、排出抑制を推進しています。

表 3-1-4 ごみの収集・運搬方法

区分	収集方式	排出方法	収集頻度	運搬形態	
生活系	燃えるごみ (可燃ごみ)	ステーション 方式	指定袋 (有料)	3 回/週	委託
	燃えないごみ (不燃ごみ)	ステーション 方式	指定袋 (有料)	1 回/月	
	粗大ごみ	ステーション 方式	指定袋※ <sup>1</sup> (有料)	1 回/月	
	かん類	ステーション 方式	指定袋 (有料)	3 回/月	
	びん類	ステーション 方式	指定袋 (有料)	1 回/月	
	ペットボトル	ステーション 方式※ <sup>2</sup>	専用の 回収容器	2 回/月	
	使用済乾電池	拠点回収※ <sup>3</sup>	専用の 回収容器	随時	—
	特定家庭用機器	戸別収集	—	随時 (電話で収集依頼)	直営
直接搬入ごみ	個人による唐津市清掃センターへの持ち込み (有料: もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ)				
事業系	事業者自ら適正に処理する。もしくは、町の許可業者へ収集運搬を依頼して唐津市清掃センターへ搬入する(有料)。				

※1: 指定袋(燃えるごみ、燃えないごみ、かん類、びん類)を貼り付ける。

※2: 各地区公民館においても回収されています。

※3: 各地区公民館、役場等で回収しています。

表 3-1-5 ごみ処理有料化の状況

区分		手数料	備考
生活系	燃えるごみ (可燃ごみ)	指定袋による徴収 (特大:45L)21 円/袋 (大 :26L)17 円/袋 (小 :15L)11 円/袋	
	燃えないごみ (不燃ごみ)	指定袋による徴収 (28L)24 円/袋	
	粗大ごみ	指定袋による徴収 (28L)24 円/袋	指定袋を貼り付ける
	かん類	指定袋による徴収 (28L)24 円/袋	
	びん類	指定袋による徴収 (28L)24 円/袋	
	特定家庭用機器	品目に応じて徴収 収集・運搬費+リサイクル手数料※ ※品目により異なる	
	直接搬入ごみ ・もえるごみ ・もえないごみ ・粗大ごみ	重量に応じて徴収 ~50 kg 410 円 以降 50 kgまでごとに 410 円追加	唐津市清掃センター への持込み
事業系直接搬入ごみ ・もえるごみ ・もえないごみ ・粗大ごみ	重量に応じて徴収 ~50 kg 820 円 以降 50 kgまでごとに 820 円追加	唐津市清掃センター への持込み	

表 3-1-6 収集・運搬機材の状況

機材名称	委託業者分		許可業者分	
	台数又は 隻数	積載量	台数又は 隻数	積載量
収集車	5 台	15t	4 台	9t

※：収集・運搬機材の状況は令和 2 年 3 月現在

### 5)ごみ処理・処分体制

本町から排出されるごみの処理・処分の方法を表 3-1-7、ごみの処理・処分施設の概要を表 3-1-8 に示します。

本町では、資源物を除くごみの処理を唐津市に委託しています。なお、中間処理後の残渣を埋立処分している唐津市清掃センターの最終処分場の容量が少なくなってきた状況です。資源物については、再資源化業者等に売却や処理委託をしており、引き渡した品目については資源化しています。

表 3-1-7 ごみ処理・処分の方法

分別区分	処理方法	処理施設等	
		一次処理	二次処理
燃えるごみ (可燃ごみ)	焼却	○唐津市清掃センター 〔ごみ焼却施設〕	焼却残渣 唐津市清掃センター最終処分場 (延命化のため、過去に唐津市清掃センターに埋設された灰固化物及び清掃センターでの処理困難物を「クリーンパークさが」へ搬出)
もえないごみ (不燃ごみ)	破碎・選別	○唐津市清掃センター 〔粗大・不燃ごみ処理施設〕 (使用済小型家電は不燃ごみとして回収し選別)	可燃物 唐津市清掃センター焼却施設 不燃残渣 上記の最終処分場 資源物 委託資源化等 <sup>※1</sup>
粗大ごみ			
資源物	リサイクルごみ (缶・ビン)	リサイクル	○委託資源化等 <sup>※1</sup> 缶・ビン:再生事業者において直接資源化 ペットボトル:民間事業者に処理委託し、容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートで資源化 使用済乾電池:専門の処理業者へ引渡し資源化
	ペットボトル		
	使用済乾電池		

※1:再資源化業者への売却及び容器包装リサイクル法に基づく指定ルートや専門業者への委託資源化を含みます。

表 3-1-8 ごみの処理・処分施設の概要

施設名称	稼働開始年月	施設規模	処理方法	処理対象	事業主体
唐津市清掃センター (ごみ焼却施設)	H9.4	150t/日 (50t/24h×3 炉)	焼却 (全連続燃焼式)	可燃ごみ 処理後可燃残渣	唐津市
唐津市清掃センター (粗大・不燃ごみ処理施設:併用)	H9.4	48t/5h	破碎・選別 ・圧縮	不燃ごみ 粗大ごみ	
唐津市清掃センター (最終処分場)	H4.4	137,200m <sup>3</sup>	埋立処分	不燃残渣 焼却残渣 (焼却固化灰)	
クリーンパークさが	H21.4	413,000m <sup>3</sup>	埋立処分	一般廃棄物 産業廃棄物	(一財)佐賀県 クリーン財団

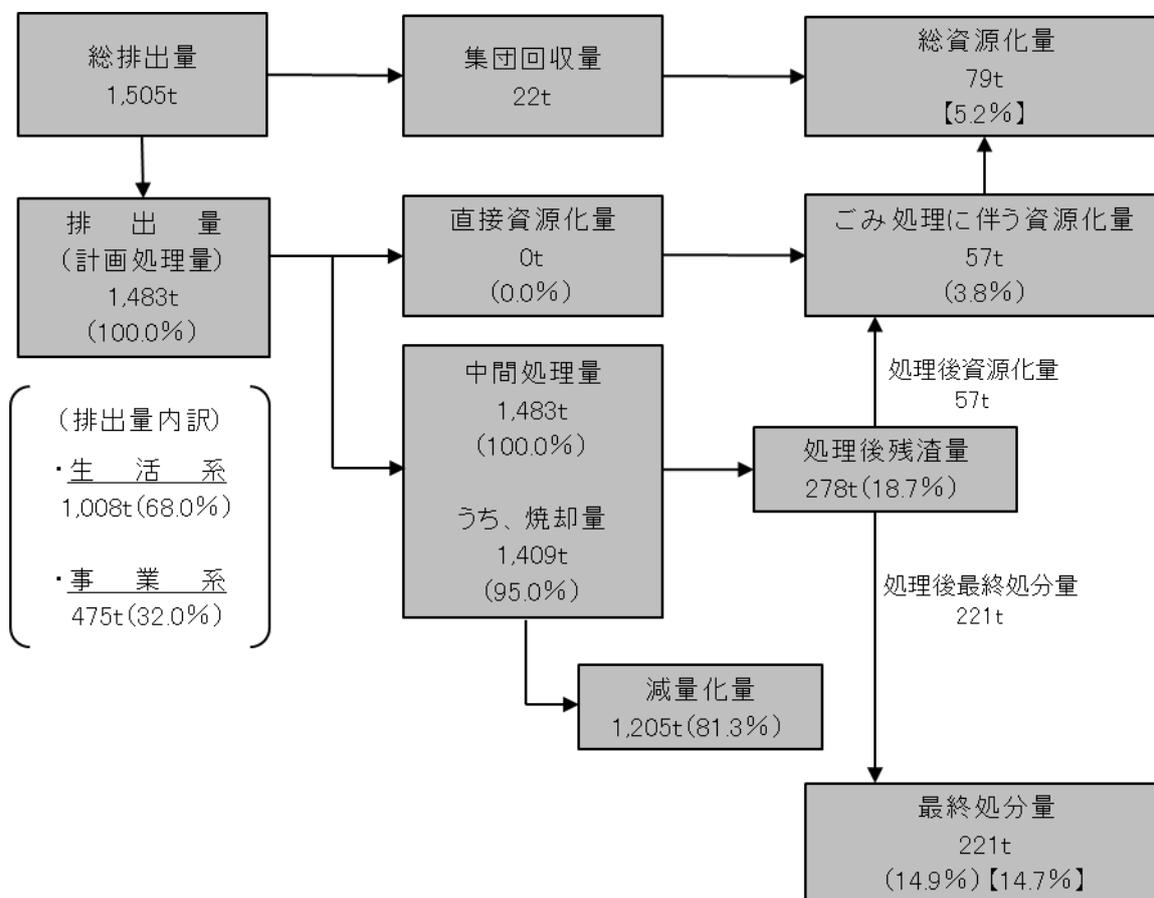
### 3. ごみ処理の実績

#### 1) 令和元年度ごみ処理・処分フロー

令和元年度のごみ処理・処分フローを図 3-1-2 に示します。

令和元年度の総排出量（集団回収量含む）は、1,505 t であり、再生利用される総資源化量は 79 t、リサイクル率（総資源化量÷総排出量）は 5.2% となっています。

中間処理による減量化量は 1,205 t であり、集団回収を除いた排出量の 81.3% が減量化されています。また、総排出量の 14.7% に当たる 221 t が埋立処分されています。中間処理量のうち、1,409 t が焼却処理されています。



※：( ) の割合 (%) は排出量に対する割合、【 】 の割合 (%) は総排出量に対する割合です。

図 3-1-2 ごみ処理・処分フロー(令和元年度)

## 2)ごみの排出状況

過去5年間（平成27年度～令和元年度）のごみ排出量実績を表3-1-9に示します。表中に記載されている原単位等の指標の算出方法を以下に示します。

### 【指標の算出方法】

#### (生活系ごみ)

- ・1人1日当たり排出量(g/人・日)  
:生活系ごみ量(t/年)÷人口(人)÷年間日数×1,000,000
- ・1人当たり年間排出量(資源ごみ含む)(kg/人)  
:生活系ごみ量(t/年)÷人口(人)×1,000
- ・1人当たり年間排出量(資源ごみ除く)(kg/人)  
:[生活系ごみ量(t/年)－生活系資源ごみ量(t/年)]÷人口(人)×1,000

#### (事業系ごみ)

- ・1日当たり排出量(t/日)  
:事業系ごみ量(t/年)÷年間日数
- ・1事業所当たり年間排出量(資源ごみ含む)(t/事業所)  
:事業系ごみ量(t/年)÷事業所数(事業所)
- ・1事業所当たり年間排出量(資源ごみ除く)(t/事業所)  
:[事業系ごみ量(t/年)－事業系資源ごみ量(t/年)]÷事業所数(事業所)

#### (集団回収)

- ・1人1日当たり集団回収量(g/人・日)  
:集団回収量(t/年)÷人口(人)÷年間日数×1,000,000

#### (総排出量:生活系ごみ+事業系ごみ+集団回収量)

- ・1日当たり総排出量(t/日)  
:総排出量(t/年)÷年間日数
- ・1人1日当たり排出量(g/人・日)  
:総排出量(t/年)÷人口(人)÷年間日数×1,000,000

表 3-1-9 ごみ排出量実績

		単位	H27	H28	H29	H30	R1		
行政区域内人口		人	5,983	5,805	5,674	5,608	5,455		
事業所数		事業所	259	254	254	254	254		
生活系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	927	901	885	857	842	
		不燃ごみ	t/年	78	112	118	114	122	
		粗大ごみ	t/年	64	12	15	14	14	
		資源ごみ	t/年	12	13	12	12	12	
	計		t/年	1,081	1,038	1,030	997	990	
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	1	1	1	1	3	
		不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	1	
		粗大ごみ	t/年	9	5	5	9	14	
		計		t/年	10	6	6	10	18
	事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	146	195	274	281	475
不燃ごみ			t/年	0	0	0	0	0	
粗大ごみ			t/年	0	0	0	0	0	
計			t/年	146	195	274	281	475	
直搬ごみ		可燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0	
		不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0	
		粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	
		計		t/年	0	0	0	0	0
排出量		生活系ごみ計		t/年	1,091	1,044	1,036	1,007	1,008
		(資源ごみ含む)		g/人・日	498.2	492.7	500.2	492.0	504.9
	(資源ごみ含む)		kg/人	182	180	183	180	185	
	(資源ごみ除く)		kg/人	180	178	180	177	183	
	事業系ごみ計		t/年	146	195	274	281	475	
	(資源ごみ含む)		t/日	0.40	0.53	0.75	0.77	1.30	
	(資源ごみ含む)		t/事業所	0.56	0.77	1.08	1.11	1.87	
	(資源ごみ除く)		t/事業所	0.56	0.77	1.08	1.11	1.87	
計(生活系+事業系)		t/年	1,237	1,239	1,310	1,288	1,483		
		g/人・日	564.9	584.8	632.5	629.2	742.8		
集団回収	紙類	t/年	25	13	16	16	16		
	金属類	t/年	3	3	2	2	3		
	ガラス類	t/年	3	3	3	2	2		
	布類	t/年	1	2	1	1	1		
	計		t/年	32	21	22	21	22	
		g/人・日	14.6	9.9	10.6	10.3	11.0		
総排出量 (生活系+事業系+集団回収)		t/年	1,269	1,260	1,332	1,309	1,505		
		t/日	3.47	3.45	3.65	3.59	4.11		
		g/人・日	579.5	594.7	643.2	639.5	753.8		

※：行政区域内人口は各年度3月31日の住民基本台帳人口（外国人住民含む）です。  
 ※：事業所数は、平成28年度は経済産業省「平成28年経済センサス」の値、その他の年度は実績値をもとに補間した値です。  
 ※：原単位は端数処理のため、『総排出量＝排出量＋集団回収量』とならない場合があります。

ごみの総排出量は概ね増加傾向で推移しています。排出源別の推移をみると、生活系ごみは減少傾向、事業系ごみは増加傾向にあります。

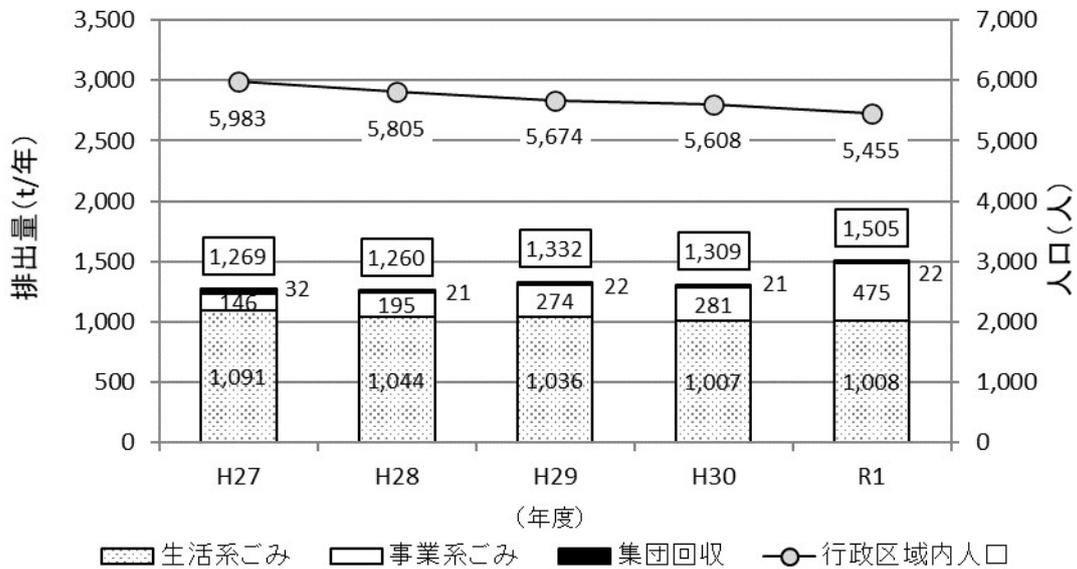
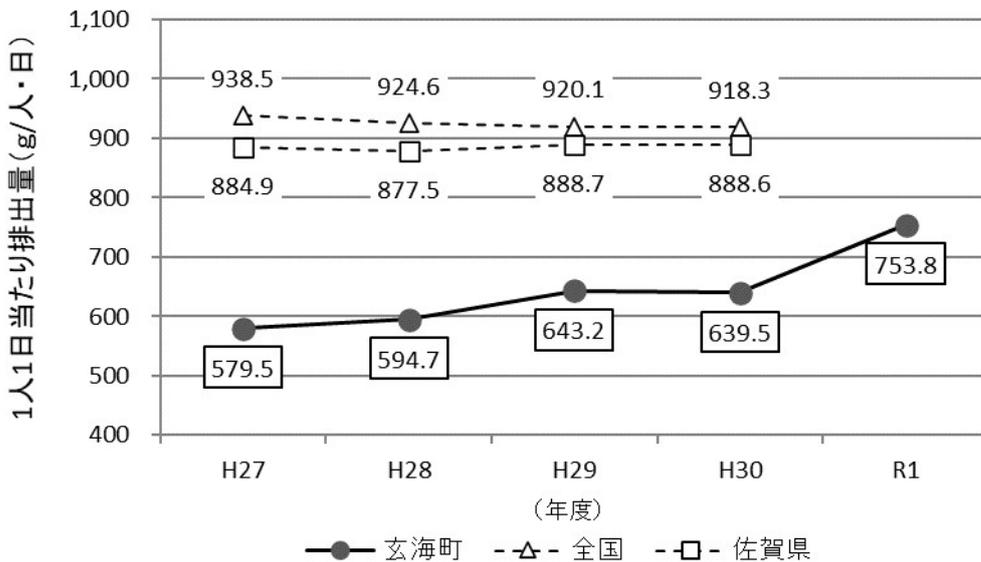


図 3-1-3 人口及びごみ排出量の推移

本町の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、概ね増加傾向を示しています。なお、全国及び佐賀県の 1 人 1 日当たり排出量より小さい水準にあります。



※: 全国及び佐賀県の値は、環境省公表資料(一般廃棄物処理実態調査票)を参考にしています。

図 3-1-4 1 人 1 日当たり排出量の推移

### 3)ごみ処理・処分の実績

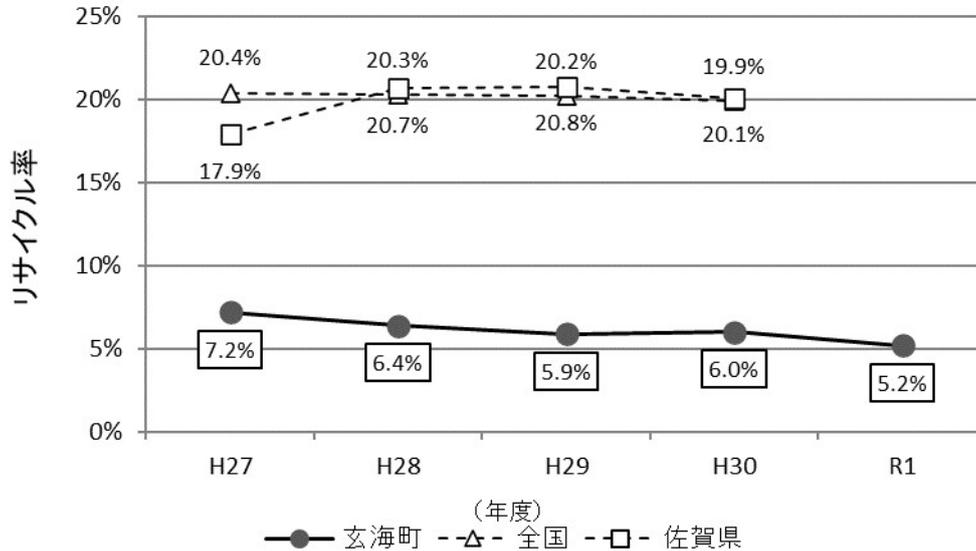
過去5年間（平成27年度～令和元年度）のごみ処理・処分の実績を表3-1-10に示します。

表 3-1-10 ごみ処理・処分の実績

		単位	H27	H28	H29	H30	R1
種類別内訳	可燃ごみ	t/年	1,074	1,097	1,160	1,139	1,320
	不燃ごみ	t/年	78	112	118	114	123
	粗大ごみ	t/年	73	17	20	23	28
	資源ごみ	t/年	12	13	12	12	12
搬入内訳	直接焼却 (焼却)	t/年	1,074	1,097	1,160	1,139	1,320
	粗大処理施設+資源化施設	t/年	163	142	150	149	160
	可燃残渣 (焼却)	t/年	58	60	81	78	89
	不燃残渣 (埋立)	t/年	45	22	13	14	14
	金属類 (資源化)	t/年	22	23	23	22	23
	ガラス類 (資源化)	t/年	19	17	14	14	14
	ペットボトル (資源化)	t/年	12	13	12	12	12
	プラスチック類 (資源化)	t/年	1	1	1	0	0
	その他 (資源化)	t/年	6	6	6	9	8
	直接資源化	t/年	0	0	0	0	0
	その他 (資源化)	t/年	0	0	0	0	0
直接埋立 (埋立)	t/年	0	0	0	0	0	
処理内訳	焼却処理	t/年	1,132	1,157	1,241	1,217	1,409
	減量化量	t/年	922	982	1,053	1,044	1,202
	焼却灰	t/年	210	175	188	173	207
	資源化	t/年	92	81	78	78	79
	中間処理後資源化	t/年	60	60	56	57	57
	直接資源化	t/年	0	0	0	0	0
	集団回収	t/年	32	21	22	21	22
	埋立	t/年	255	197	201	187	221
	焼却灰	t/年	210	175	188	173	207
	不燃残渣	t/年	45	22	13	14	14
直接埋立	t/年	0	0	0	0	0	
リサイクル率（対総排出量の割合）		—	7.2%	6.4%	5.9%	6.0%	5.2%
最終処分率（対総排出量の割合）		—	20.1%	15.6%	15.1%	14.3%	14.7%

※：四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

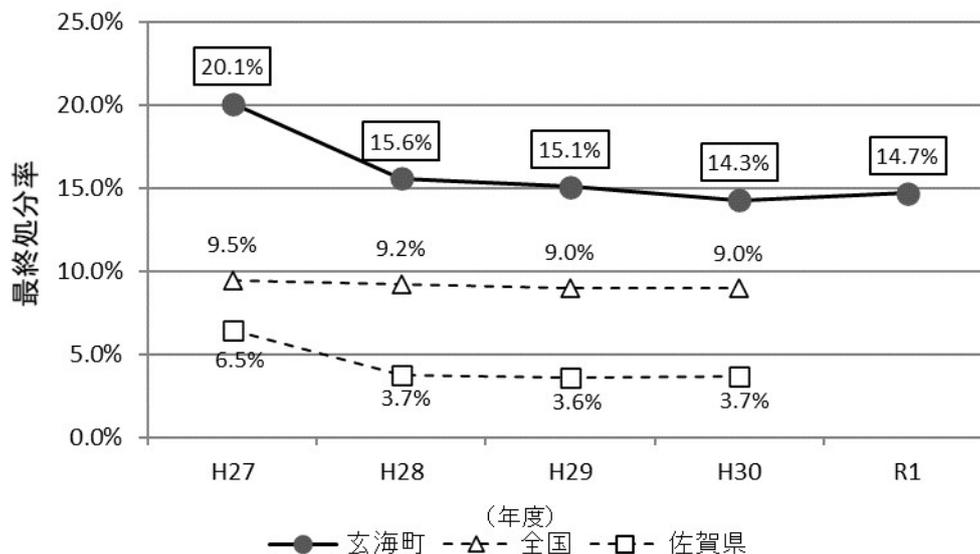
本町のリサイクル率は、減少傾向で推移しています。また、全国及び佐賀県のリサイクル率を下回っています。



※: 全国及び佐賀県の値は、環境省公表資料(一般廃棄物処理実態調査票)を参考にしています。

図 3-1-5 リサイクル率(対総排出量)の推移

本町の最終処分率は、平成 28 年度以降は概ね横ばいで推移しています。また、全国及び佐賀県最終処分率を上回っています。



※: 全国及び佐賀県の値は、環境省公表資料(一般廃棄物処理実態調査票)を参考にしています。

図 3-1-6 最終処分率(対総排出量)の推移

#### 4) 排出抑制・再生利用の取り組み実績

##### ① 資源となるごみの分別収集

家庭や事業所から排出されるごみのうち資源化可能なもの（資源化対象物）と本町のごみの分別収集等の実施状況を表 3-1-11 に示します。

本町では、資源化対象物のうち、アルミ缶・スチール缶、ガラスびん、ペットボトル及び使用済乾電池については、分別収集し資源化しています。また、飲料用紙パック、段ボール、古紙類及び布類については集団回収で資源物として出すことを推奨しています。

表 3-1-11 資源化対象物と分別収集等の実施状況

資源名称		分別収集等の実施状況	
容器包装リサイクル対象品目	アルミ缶・スチール缶	リサイクルごみとして分別し、資源化	
	ガラスびん		
	ペットボトル	ペットボトルとして分別し、資源化	
	プラスチック製 容器包装	白色トレイ	可燃ごみとして回収し、焼却処理
		ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装	
	紙製容器包装	飲料用紙パック	集団回収で資源物として出すことを推奨
段ボール			
飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装		可燃ごみとして回収し、焼却処理	
その他資源化可能な品目	古紙類	集団回収で資源物として出すことを推奨	
	古布類		
	バイオマス 資源	生ごみ	可燃ごみとして回収し、焼却処理 (生ごみ処理機等を利用し、有効利用を図ることを推奨)
		廃食用油等	可燃ごみとして回収し、焼却処理
		草木類	
	その他	乾電池	使用済乾電池として分別し、資源化
		蛍光管	不燃ごみとして回収し、破碎・選別処理 (使用済小型家電は選別され資源化)
使用済小型電子機器等			

##### ② 特定家庭用機器のリサイクル

特定家庭用機器の家電 4 品目やパソコンのリサイクルに関しては、適正な回収と再商品化が行われるよう、関係団体や小売店と連携して、普及啓発を行っています。

### ③集団回収の実績(奨励金制度の対象)

婦人会など地域団体による資源物の集団収集を行っています。集団回収の実施日は町のホームページや広報誌及び行政放送により周知を図っています。

また、資源物回収事業の奨励によって町民の集団回収への参加意識の向上を図っています。

### ④マイバッグの普及促進

レジ袋の消費を減らすことにより、ごみの減量だけでなく、それに伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの削減、レジ袋の原料となる原油の節約(資源保護)などを目的として、マイバッグの使用を推進しています。

### ⑤家庭用生ごみ処理の普及促進

本町では、一般家庭から排出される生ごみの処理について、平成13年度から家庭用電動生ごみ処理機器またはコンポスト機器の購入費に対する補助を実施し、家庭における生ごみの減量・リサイクルを促進しています。

表 3-1-12 生ごみ処理容器助成

	年度	H27	H28	H29	H30	R1
コンポスト	基数(基)	0	1	0	0	1
	補助金額(円)	0	1,500	0	0	2,500
生ごみ処理機	基数(基)	1	1	4	0	1
	補助金額(円)	30,000	31,500	118,100	0	30,000

### ⑥処理手数料

本町では、指定袋等によるごみ処理の有料化を実施しており、ごみの排出量の推移等を踏まえて適宜料金の見直しを行い、排出抑制を推進しています。

### ⑦廃棄物系バイオマス利活用の検討

本町では、玄海町バイオマス産業都市構想等に基づき、町内で発生する家畜排せつ物及び一般廃棄物の生ごみや生活排水処理に伴い発生する汚泥等の廃棄物系バイオマスの利活用方法について、調査・研究を進めています。

### 5)ごみの性状

本町から排出されるごみを処理している唐津市清掃センターでは、可燃ごみのごみ質調査を年4回実施しています。可燃ごみのごみ質調査結果をもとに整理した可燃ごみの種類別組成割合を表3-1-13に示します。

令和元年度の可燃ごみの種類別組成は、紙類の割合が最も多く、全体の36.3%を占めており、次にプラ類、厨芥類(生ごみ)の占める割合が多くなっています。

低位発熱量は、令和元年度では7,795 kJ/kgとなっており、プラ類の占める割合の減少に伴い、低位発熱量は低下しています。

表 3-1-13 可燃ごみの種類別組成割合(年間平均値)

年度		H27	H28	H29	H30	R1
紙、布類	紙類	40.4%	40.4%	49.0%	33.6%	36.3%
	布類	11.5%	9.6%		12.3%	9.0%
厨芥類		11.7%	2.5%	14.6%	5.2%	17.2%
木、竹、ワラ類	草木類	4.9%	10.2%	5.9%	17.8%	11.7%
ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	プラ類	26.8%	33.6%	23.4%	27.7%	23.0%
	ゴム類	0.3%	0.9%		0.0%	0.0%
	その他	1.8%	2.0%		2.6%	2.3%
不燃物類	金属類	1.6%	0.6%	4.5%	0.6%	1.1%
	ガラス類	0.2%	0.2%		0.4%	0.0%
	陶器・砂	0.9%	0.1%		0.2%	0.6%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
低位発熱量(kJ/kg)		10,380	11,828	8,315	10,400	7,795

資料：唐津市市民部生活環境対策課

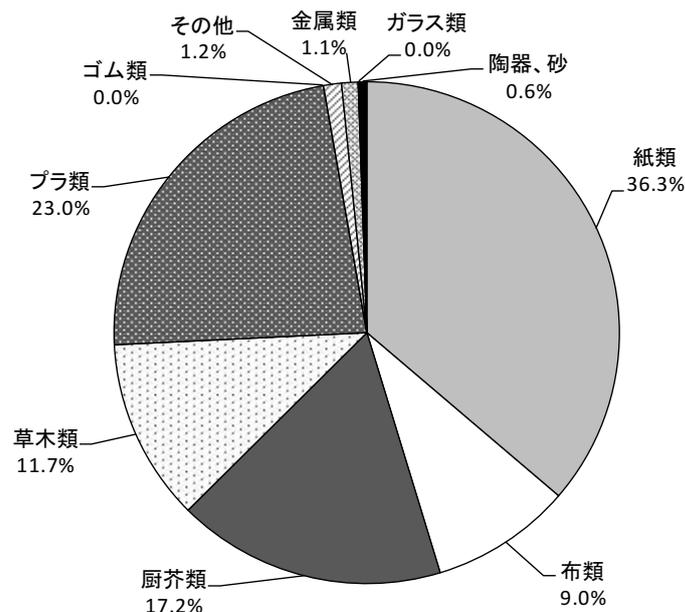


図 3-1-7 可燃ごみの種類別組成割合(令和元年度)

## 6)ごみ処理に係る経費の実績

ごみ処理に係る経費（処理及び維持管理費）の実績を表 3-1-14 に示します。

令和元年度のごみ処理に係る経費は 94,116 千円です。町民 1 人当たりの費用では 17,253 円であり、ごみ 1 トン当たりの費用では 63,463 円となっています。

表 3-1-14 ごみ処理に係る経費(処理及び維持管理費)<sup>※1</sup>の実績

年度		H27	H28	H29	H30	R1		
処理 及び 維持 管理 費 千 円	人 件 費	一般職	0	0	0	0	0	
		技 能 職	収集運搬	0	0	0	0	0
			中間処理	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0
	処 理 費	収集運搬費	4,301	4,540	4,120	3,434	0	
		中間処理費	519	640	646	630	620	
		最終処分費	0	0	0	0	0	
	委 託 費	収集運搬費	31,320	31,320	39,938	39,939	41,246	
		中間処理費	30,177	41,940	39,231	42,801	48,219	
		最終処分費	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
	小計	66,317	78,440	83,935	86,804	90,085		
	車両等購入費	0	0	0	0	0		
	その他	0	0	0	0	4,031		
	合計	66,317	78,440	83,935	86,804	94,116		
	町民1人当たり処理経費(円/人) <sup>※2</sup>		11,084	13,512	14,793	15,479	17,253	
行政区域内人口(人)		5,983	5,805	5,674	5,608	5,455		
ごみ1トン当たり処理経費(円/t) <sup>※3</sup>		53,611	63,309	64,073	67,394	63,463		
ごみ排出量(生活系+事業系)(t)		1,237	1,239	1,310	1,288	1,483		

※1：建設改良費は含みません。

※2：町民 1 人当たりの処理経費＝処理及び維持管理費（車両等購入費除く）÷行政区域内人口

※3：ごみ 1 トン当たりの処理経費＝処理及び維持管理費（車両等購入費除く）÷ごみ排出量

#### 4. 一般廃棄物処理システム評価

##### 1) 前計画の目標値との比較による評価

前計画では、令和2年度（中間目標）における目標値を以下のとおり定めています。

###### （前計画の目標値）

- 減量化目標：原単位を平成26年度実績(575.1g/人・日)に対して、  
令和2年度の目標値(569.1g/人・日)とします。
- 資源化目標：リサイクル率を平成26年度実績(6.4%)に対して、  
令和2年度の目標値(8.2%)とします。

前計画で定めた目標値と令和元年度の実績を比較評価した結果を表3-1-15に示します。

ごみ総排出量（1人1日当たり排出量）及びリサイクル率ともに前計画の目標値を達成していない状況にあります。

表3-1-15 前計画の目標値と実績値との比較による評価

指標	前計画目標値 (令和2年度)	実績値 (令和元年度)	達成 評価 <sup>※1</sup>
ごみ総排出量 (1人1日当たり排出量)	569.1g/人・日	753.8g/人・日	△
リサイクル率	8.2%	5.2%	△

※1：目標達成（○）、目標未達成（△）

## 2)全国・佐賀県及び県内類似団体の平均値との比較による評価

本町の平成 30 年度の実績と全国・佐賀県及び県内類似自治体実績の平均値との比較による評価を以下の指標を用いて行いました。

### 【評価指標】

- ごみ総排出量(1人1日当たり排出量)
- リサイクル率
- 最終処分量

全国・佐賀県及び県内自治体の値は、環境省公表資料（平成 30 年度一般廃棄物処理実態調査票）を参考に整理しました。県内類似団体については、表 3-1-16 に示す県内自治体のうち、人口 1 万人以下の自治体である 4 自治体（上峰町、大町町、江北町、太良町）を対象としました。

比較評価結果を表 3-1-17 に示します。

表 3-1-16 全国・佐賀県及び県内自治体の実績値との比較

市町名	人口 (人)	ごみ総排出量 (1人1日当たり) (g/人・日)	リサイクル率	最終処分量
佐賀市 <sup>※1</sup>	233,445	1,009.2	18.2%	3.6%
唐津市	122,811	892.1	15.0%	10.4%
鳥栖市 <sup>※1</sup>	73,422	1,027.6	24.8%	0.0%
多久市	19,401	842.9	14.2%	8.6%
伊万里市 <sup>※1</sup>	55,140	794.9	17.0%	2.5%
武雄市 <sup>※1</sup>	49,156	828.4	24.7%	2.3%
鹿島市 <sup>※1</sup>	29,401	956.4	29.3%	2.1%
小城市 <sup>※1</sup>	45,332	744.1	24.7%	1.6%
嬉野市 <sup>※1</sup>	26,351	787.2	22.8%	2.4%
神埼市 <sup>※1</sup>	31,809	717.6	27.3%	0.0%
吉野ヶ里町 <sup>※1</sup>	16,167	774.8	28.4%	0.0%
基山町 <sup>※1</sup>	17,350	963.2	24.4%	0.0%
上峰町 <sup>※1</sup>	9,577	785.0	21.6%	0.0%
みやき町 <sup>※1</sup>	25,562	781.0	22.3%	0.0%
有田町 <sup>※1</sup>	20,149	774.0	16.6%	4.3%
大町町 <sup>※1</sup>	6,561	772.1	11.7%	2.4%
江北町 <sup>※1</sup>	9,685	772.6	16.2%	2.6%
白石町 <sup>※1</sup>	23,316	675.6	18.9%	2.5%
太良町 <sup>※1</sup>	8,904	639.4	17.6%	2.3%
玄海町	5,665	633.1	5.7%	14.3%

※：人口は、10月1日の住民基本台帳人口（外国人を含む）です。

※1：中間処理として溶融処理を行い発生した溶融スラグ等を有効利用しています。

表 3-1-17 全国及び県内類似自治体の平均値との比較評価結果

指標	数値	評価
ごみ総排出量 (1人1日当たり)	本 町:633.1g/人・日 全 国:918.3g/人・日 佐 賀 県:888.6g/人・日 類似自治体平均:742.3g/人・日	本町の値は、全国・佐賀県及び県内類似自治体の平均値より小さい水準にあります。 今後も、更なるごみの排出抑制を進めるためには、現行施策の継続・強化を図っていく必要があります。
リサイクル率	本 町: 5.7% 全 国:19.9% 佐 賀 県:20.1% 類似自治体平均:16.8%	本町の値は、全国・佐賀県及び県内類似自治体の平均値を下回っています。 リサイクル率を向上させるためには、分別排出の徹底を図る必要があります。 また、資源化が行われていない品目の資源化の検討を進める必要があります。
最終処分率	本 町:14.3% 全 国: 9.0% 佐 賀 県: 3.7% 類似自治体平均: 1.8%	本町の値は、全国・佐賀県及び類似団体の平均値を上回っています。 ごみ処理を委託している唐津市の最終処分場の埋立容量が少なくなっていることから、ごみ減量やリサイクルの推進等により最終処分量を削減していく必要があります。

※：類似自治体とは、県内自治体のうち人口1万人以下の自治体である4自治体（上峰町、大町町、江北町、太良町）を対象としています。

## 5. ごみ処理の課題

本町のごみ処理に関する課題を整理すると、以下のとおりとなります。

### (1)ごみ排出抑制の推進

本町の1人1日当たりごみ排出量は、国や佐賀県及び県内類似団体よりも小さい水準にあります。一方で、近年の本町の1人1日当たりのごみ排出量の推移は増加傾向で推移していることから、更なるごみ減量化を進めるためには、現行施策の継続・強化を図っていく必要があります。

### (2)ごみの資源化の推進

本町のリサイクル率は、国や佐賀県及び県内類似団体を下回っています。

本町では、適宜、資源物として缶、ビン、ペットボトルの分別や集団回収の推進など資源回収を強化するための取り組みを進めていますが、リサイクル率は伸び悩んでいる傾向にあります。

更なるリサイクル率の向上のためには、町民・事業者の協力のもと、資源物の分別排出の徹底や資源物を出しやすい環境づくりを進めていく必要があります。特に、本町のごみ排出量の8割以上を占める可燃ごみには、可燃ごみのごみ質調査結果等により資源物として分別排出が可能なものが含まれていると想定されるため、分別排出の徹底を図る必要があります。

また、現在、資源化が行われていないものについては、先進的な取り組み事例・方法等を参考に、適宜実施可能なものはないか検討していく必要があります。

### (3)事業系ごみ対策の推進

本町の事業系ごみの排出量は、大幅な増加を示しています。事業系ごみは、排出者責任によって処理・資源化することが原則であり、今後も引き続き事業系ごみの減量・リサイクルの取り組みを推進し、さらなる削減を図る必要があります。

### (4)安全かつ効率的で環境負荷が少ない収集・運搬の実施

本町では、現状に応じた収集・運搬体制を適宜築いています。今後も、安全かつ効率的な収集・運搬体制を継続していくために、ごみ出しルールの周知徹底やごみの排出状況や分別区分の変更などの実情に応じた収集・運搬体制の構築及び収集サービスの利便性の向上に努めていく必要があります。

また、住民サービスの観点から高齢社会の進行など多様化する町民のニーズを考慮した、きめ細やかな対応（ごみ出し支援等）ができるよう、地域にとってよりよい収集・運搬の在り方について検討していく必要があります。

その他、収集・運搬に伴う環境負荷を抑えるため、低燃費車両・低公害車の導入推進、優先的利用及び環境に配慮した運転（エコドライブ）の推進に取り組んでいく必要があります。

#### **(5)安全で安定した中間処理の実施**

本町では、唐津市と広域的なごみ処理を行っており、安全かつ安定した処理を継続するために、本町において可能な限り処理量を抑制するとともに、ごみ質の安定化を図る必要があります。

さらに、今後も長期的に安定したごみ処理の継続と資源化の推進を図るため、優れたリサイクル技術を有した民間事業者を確保するなどして、再資源化ルートを確保し、循環型社会基盤の整備・充実を図る必要があります。

#### **(6)最終処分量の削減**

中間処理後の焼却残渣等を埋立処分している唐津市清掃センターの最終処分場の残余容量が少なくなっているため、本町においては、可能な限りごみ減量・リサイクルを推進することによって最終処分量の削減を図る必要があります。

## 第2節 ごみ処理行政等の動向

### 1. 国・県の方針・計画の概要

直近年に定められた国・県の方針・計画等について以下に示します。

#### 〔国〕廃棄物処理法基本方針(平成 28 年 1 月変更)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2において「環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならない。」と規定し、わが国の廃棄物処理における基本的な方針を定めています。

平成13年5月に告示された基本方針は、今次の廃棄物処理における諸課題の解決を図り、循環型社会への転換を図るため、平成 28 年 1 月に変更されました。

#### 〔基本方針の概要(抜粋)〕

##### 総論

- 大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換を、さらに進めていく。
- 地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進めていく。
- まず、できる限り廃棄物の排出を抑制(Reduce)し、次に廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)、熱回収の順位にできる限り循環的な利用を行う。

#### 〔国〕循環型社会形成推進基本計画(平成 30 年 6 月閣議決定)

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められています。第四次循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、以下の重要な方向性を掲げ、その実現に向けて概ね 2025 年までに国が講ずべき施策を示しています。

- ・ 地域循環共生圏形成による地域活性化
- ・ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・ 適正処理の更なる推進と環境再生

〔国〕廃棄物処理施設整備計画(平成 30 年 6 月閣議決定)

従来から取り組んできた3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備について強調しています。また、人口減少等、廃棄物処理をとりまく社会構造の変化に鑑み、廃棄物処理施設の適切な運営に必要なソフト面の施策についても記載を充実しています。

- ・ 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進
- ・ 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- ・ 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進
- ・ 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- ・ 災害対策の強化
- ・ 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- ・ 地域住民等の理解と協力の確保
- ・ 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

〔県〕佐賀県廃棄物処理計画(平成 29 年 3 月策定)

旧計画が目標年次を迎えたことから、その後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正やその他法制度の改正の動向を基に、新たに廃棄物処理計画を策定しています。

本県における環境への負荷の少ない循環型社会形成を推進していくための基本的な方向性を示し、県民、事業者、CSO※、行政等すべての主体が取り組んでいくための指針とする事項を定めています。計画の基本方針は次のとおりです。

※:CSOとは「Civil Society Organization」の略で、「市民社会組織」と訳されます。NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体に限らず、婦人会、老人会、PTAなどを含めて「CSO」と呼んでいます。

- ・ 3Rの推進
- ・ 適正処理の推進
- ・ 循環型社会形成のための基盤整備

## 2. 町の条例

玄海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例は、廃棄物処理法に基づき、本町における廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとして、昭和 47 年 3 月に施行されました。

### 3. 国・県の目標値の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき定められている、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」では、一般廃棄物の適正な処理に関する目標を以下のように定めています。

#### 【廃棄物処理法の基本方針における一般廃棄物に関する目標値】

	令和 2 年度目標値
排出量	平成 24 年度比「約 12%」削減
再生利用率	「約 27%」に増加
最終処分量	平成 24 年度比「約 14%」削減

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定されている、平成 30 年度から令和 4 年度を計画期間とする「廃棄物処理施設整備計画」（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）では、一般廃棄物の適正な処理に関する目標を以下のように定めています。

#### 【廃棄物処理施設整備計画における一般廃棄物に関する目標値】

	令和 4 年度目標値
再生利用率	平成 29 年度の「21%（見込み）」から「27%」に増加 ※目標の評価に当たっては、民間事業者等によるものも含めた本地域全体におけるリサイクルの推進状況を考慮することも必要である。

佐賀県の「佐賀県廃棄物処理計画」（平成 29 年 3 月）では、一般廃棄物（ごみ）の減量化等の数値目標を以下のように定めています。

#### 【佐賀県廃棄物処理計画における一般廃棄物に関する目標値】

	令和 2 年度目標値
排出量	総排出量を平成 26 年度の 274 千トンに対し 252 千トンまで削減 1 人 1 日当たりの排出量を平成 26 年度の 886g/人・日に対し、848g/人・日まで削減する。
再生利用量	総排出量の「21.9%」とする。（平成 26 年度「18.7%」）
最終処分量	最終処分量を平成 26 年度の 17 千トンから 12 千トンまで削減する。

### 第3節 ごみ処理基本計画の基本方針等

#### 1. 基本理念・目標等

基本理念・方針については、基本的には前計画の理念・方針を継承していくものとし、ごみ処理基本計画の基本理念を以下のように掲げ、従来の処理・処分を中心としたシステムから、ごみを減量し、有効利用を図っていくシステム、いわゆる「循環型社会の形成」を町民、事業者、行政の協働により目指します。

#### 『人と自然にやさしい循環のまち』

また、この基本理念に基づいた本町のあるべき姿の実現に向けて、今後のごみ処理行政についての基本目標を以下のように掲げ、4R（リフューズ（発生回避）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を推進します。

#### 《ごみ処理基本計画の基本目標》

- 資源が循環して活用されるまち
- 1人ひとりが自然・生活環境を考え、行動できるまち
- 町民・事業者・行政が協働して取り組むまち

## 2. 基本方針

基本目標を達成していくため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

### 方針1:循環型社会に向けた取り組み

ごみの減量・リサイクルは、①リフューズ（発生回避）及びリデュース（排出抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用）の優先順位で取り組みます。

ごみの分別を徹底し、効率的・効果的に資源が循環する社会を町民・事業者・行政で三者の共同による取り組みを推進していきます。

町民は環境に配慮したライフスタイルへと移行させ、事業者は排出者責任の原則や拡大生産者責任を踏まえた事業活動をさらに推進します。

また、町はごみの減量化・資源化を促進させるために、町民・事業者の取り組みを推進するための仕組みづくりを行います。

### 方針2:環境負荷の少ないごみ処理システムの構築

ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分という過程で、環境への負荷の低減と資源・エネルギーの効率的な回収に努め、自然環境に配慮したごみ処理システムを築きます。また、委託処理による唐津市とのごみの広域処理を継続し、本町から排出されるごみの適正処理を図ります。

さらに、優れたリサイクル技術を有した民間事業者を確保するなどして、再資源化ルートの確保及び循環型社会基盤の整備・充実を図ります。

## 3. 取り組みの体系

取り組みの体系を図 3-3-1 に示します。

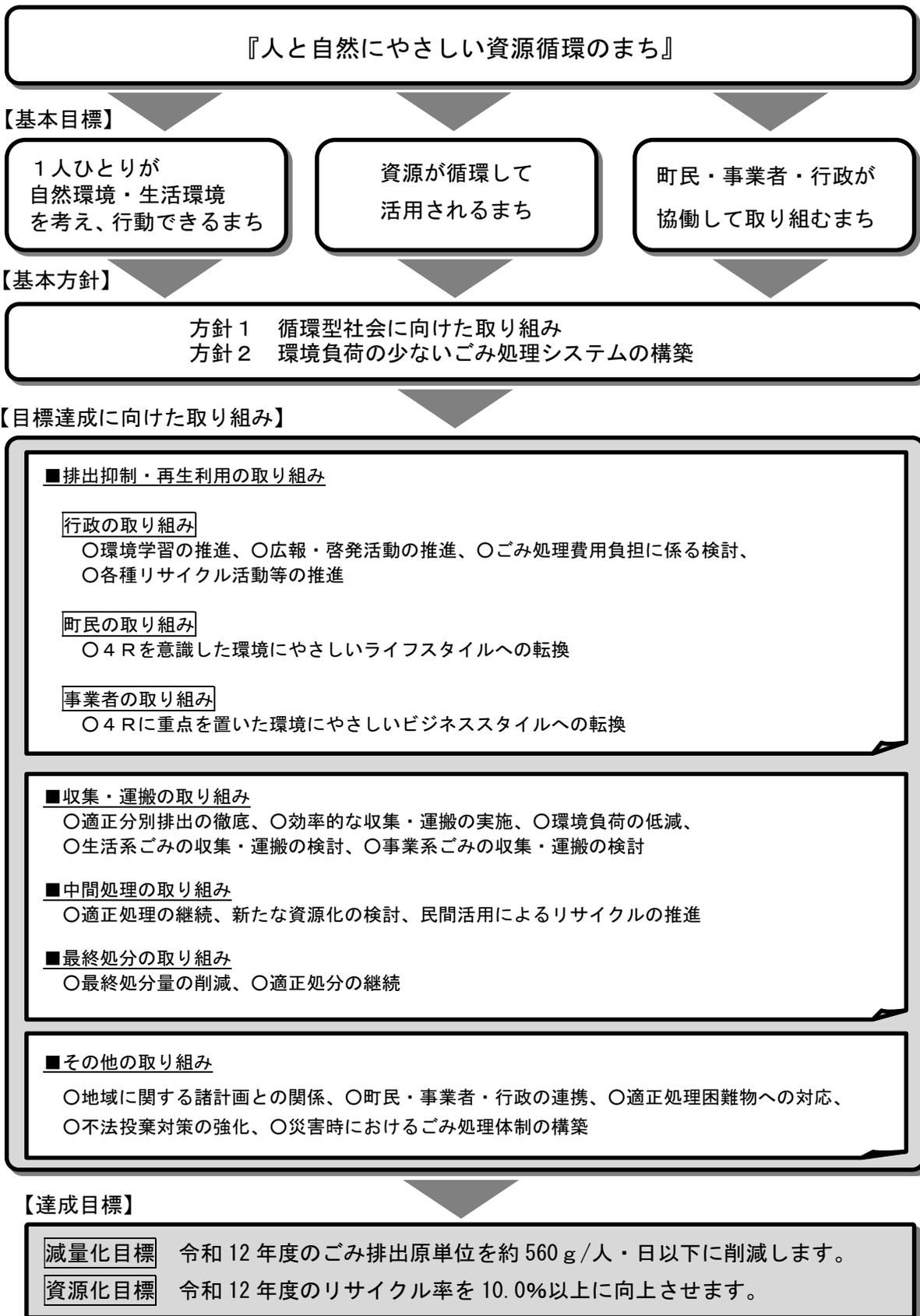


図 3-3-1 取り組みの体系

#### 4. 基本目標達成のための役割

基本方針に基づき取り組みを進めるため、町民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

##### 町民の役割

###### 【方針1】循環型社会に向けた取り組み

○町民1人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという責任と自覚を持って、大量生産・大量消費・大量廃棄といったライフスタイルを見直し、ごみの排出抑制、再生利用、再生資源の積極的な利用を進めるための取り組みを実践します。

###### 【方針2】環境負荷の少ないごみ処理システムの構築

○住民団体が行っているリサイクル活動、資源の分別や集団回収、民間事業者が行っている店頭回収などのリサイクル活動に積極的に参加します。また、環境に配慮した製品の購入に努めることにより、ごみを発生させない生活を心がけます。

##### 事業者の役割

###### 【方針1】循環型社会に向けた取り組み

○事業者は、自ら排出するごみを適正に処理・処分を行う責任があることの自覚を持ち、ごみの分別、再使用、再生利用に積極的に取り組みます。  
○事業活動の中で廃棄物の有効活用を進め、事業者同士でリサイクルの環を広げるなど、地域社会に根づいた循環型社会づくりに貢献します。

###### 【方針2】環境負荷の少ないごみ処理システムの構築

○環境にやさしく資源循環に配慮した商品開発、使い終わった後の容器の回収ルートや資源化システムの整備などに取り組みます。  
○商品の販売に際して、環境負荷の低減や資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃え、不要になった商品の資源化方法のPRや、過剰包装の抑制や店頭回収の実施など、町民がごみの排出抑制やリサイクルに取り組める仕組みづくりを行います。

## 行政の役割

### 【方針1】循環型社会に向けた取り組み

- 町は、自からが率先してグリーン購入、再使用、再生利用に努めます。
- 環境に関する情報や学習の場の機会を設け、広報活動によって積極的に町民や事業者の協働を促すとともに、自発的なごみの排出抑制や資源化活動をしている町民や事業者に対する支援を行い、連携を強化します。
- ごみの排出抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた施策の広報活動と事業の推進、充実を図り、ごみの分別区分・収集体制の見直しや、新たな施策を取り入れます。

### 【方針2】環境負荷の少ないごみ処理システムの構築

- ごみとなるものをごみとする前に、町民、事業者が自ら再使用、再生利用できるよう適切な指導を行います。
- 近隣自治体との広域処理だけでなく、町内におけるごみの適正処理を促すために、資源化ルートの確保や資源化施設の整備を推進します。
- 町民、事業者が町内のバイオマス資源を有効に活用し、ごみの資源化を推進させるための体制づくりをします。



図 3-3-2 町民・事業者・行政の役割

## 5. ごみ排出量及び処理量の見通し

ごみの排出量及び処理量の推計については、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月）に示される方法を基本に行いました。

### 1) 将来人口・事業所数の推計

将来人口及び事業所数の推計結果を表 3-3-1 に示します。

将来人口については、本町の上位計画等との整合性を考慮し、「玄海町人口ビジョン」における将来人口（町独自推計）の推計結果を採用するものとしました。

本町の人口は今後も減少していく見込みであり、令和元年度から令和 12 年度にかけて約 9%減少する見込みです。

事業所数の推計については、今後の社会経済状況等の変化により影響を受けることから予測が困難であるため、現状の事業所数で推移していくものとし、最新の統計値である令和元年度の実績（指定年）を採用しました。

表 3-3-1 将来人口・事業所数の推計結果

年度	R1	R3	R7	R12
	実績	計画初年度	中間目標	計画目標
人口	5,455	5,323	5,058	4,942
事業所数	254	254	254	254

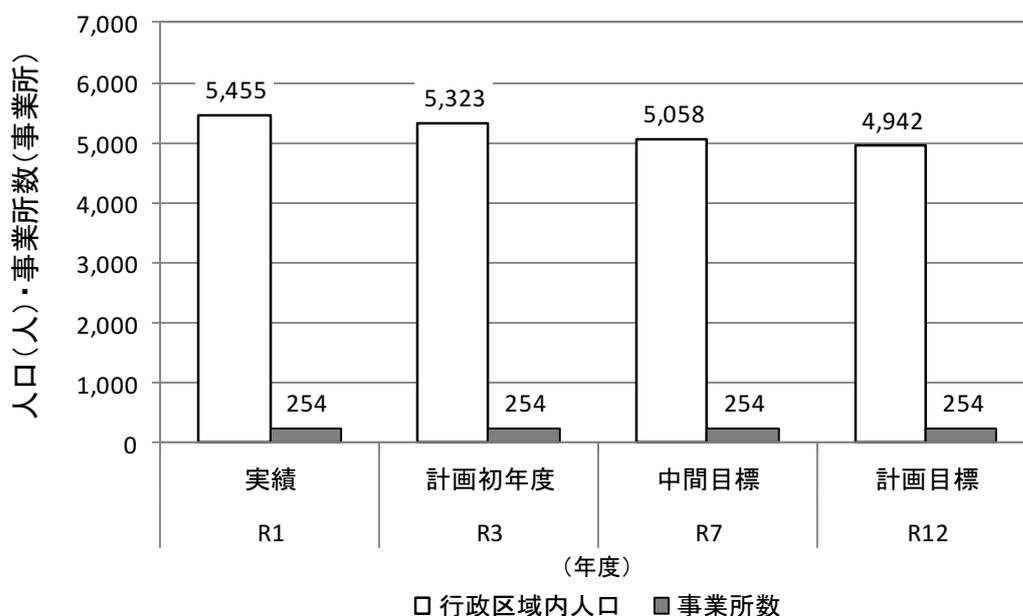


図 3-3-3 将来人口及び事業所数の推計結果

## 2)ごみ排出量の推計結果(現状対策時)

現状対策を継続した場合のごみ排出量の推計結果を表 3-3-2 に示します。

表 3-3-2 ごみ排出量の推計結果(現状対策時)

		単位	R1 実績	R3 計画初年度	R7 中間目標	R12 計画目標	
行政区域内人口		人	5,455	5,323	5,058	4,942	
事業所数		事業所	254	254	254	254	
生活系 ごみ	収集 ごみ	可燃ごみ	t/年	842	818	778	761
		不燃ごみ	t/年	122	119	113	110
		粗大ごみ	t/年	14	14	13	13
		資源ごみ	t/年	12	12	11	11
	計		t/年	990	963	915	895
	直搬 ごみ	可燃ごみ	t/年	3	3	3	3
		不燃ごみ	t/年	1	1	1	1
		粗大ごみ	t/年	14	14	13	12
		計	t/年	18	18	17	16
	事業系 ごみ	収集 ごみ	可燃ごみ	t/年	475	475	475
不燃ごみ			t/年	0	0	0	0
粗大ごみ			t/年	0	0	0	0
計			t/年	475	475	475	475
直搬 ごみ		可燃ごみ	t/年	0	0	0	0
		不燃ごみ	t/年	0	0	0	0
		粗大ごみ	t/年	0	0	0	0
		計	t/年	0	0	0	0
排出量	生活系ごみ計		t/年	1,008	981	932	911
	(資源ごみ含む)		g/人・日	504.9	504.9	504.9	504.9
	(資源ごみ含む)		kg/人	185	184	184	184
	(資源ごみ除く)		kg/人	183	182	182	182
	事業系ごみ計		t/年	475	475	475	475
	(資源ごみ含む)		t/日	1.30	1.30	1.30	1.30
	(資源ごみ含む)		t/事業所	1.87	1.87	1.87	1.87
	(資源ごみ除く)		t/事業所	1.87	1.87	1.87	1.87
	計(生活系+事業系)		t/年	1,483	1,456	1,407	1,386
			g/人・日	742.8	749.4	762.1	768.4
集団 回収	紙類		t/年	16	15	14	14
	金属類		t/年	3	3	3	3
	ガラス類		t/年	2	2	2	2
	布類		t/年	1	1	1	1
	計		t/年	22	21	20	20
		g/人・日	11.0	11.0	11.0	11.0	
総排出量 (生活系+事業系+集団回収)		t/年	1,505	1,477	1,427	1,406	
		t/日	4.11	4.05	3.91	3.85	
		g/人・日	753.8	760.2	773.0	779.5	

※1: 原単位は年間量をもとに算出しており、端数処理のため合計値が合わない場合がある。

### 3)ごみ処理内訳の推計結果(現状対策時)

現状対策を継続した場合のごみ処理内訳の推計結果を表 3-3-3 に示します。

表 3-3-3 ごみ処理内訳の推計結果(現状対策時)

		単位	R1 実績	R3 計画初年度	R7 中間目標	R12 計画目標
種類別内訳	可燃ごみ	t/年	1,320	1,296	1,256	1,239
	不燃ごみ	t/年	123	120	114	111
	粗大ごみ	t/年	28	28	26	25
	資源ごみ	t/年	12	12	11	11
搬入内訳	直接焼却	t/年	1,320	1,296	1,256	1,239
	粗大処理施設+資源化施設	t/年	163	160	151	147
	可燃残渣	t/年	89	89	86	82
	不燃残渣	t/年	14	14	13	13
	金属類	t/年	23	23	21	21
	ガラス類	t/年	14	14	13	13
	ペットボトル	t/年	12	12	11	11
	プラスチック類	t/年	0	0	0	0
	その他	t/年	8	8	7	7
	直接資源化	t/年	0	0	0	0
	その他	t/年	0	0	0	0
	直接埋立	t/年	0	0	0	0
	処理内訳	焼却処理	t/年	1,409	1,385	1,342
減量化量		t/年	1,202	1,182	1,145	1,127
焼却灰		t/年	207	203	197	194
資源化		t/年	79	78	72	72
中間処理後資源化		t/年	57	57	52	52
直接資源化		t/年	0	0	0	0
集団回収		t/年	22	21	20	20
埋立		t/年	221	217	210	207
焼却灰		t/年	207	203	197	194
不燃残渣		t/年	14	14	13	13
直接埋立	t/年	0	0	0	0	
リサイクル率(対総排出量の割合)		—	5.2%	5.3%	5.0%	5.1%
最終処分率(対総排出量の割合)		—	14.7%	14.7%	14.7%	14.7%

#### 4)計画目標の設定

前計画の進捗状況や国や県の指針・計画及び本町の地域特性を踏まえ、本計画の計画目標を以下のとおり定めました。なお、目標値は、令和元年度を基準年次とし、令和3年度から施策の効果を見込みました。

##### (排出抑制目標)

本町のごみ排出量原単位は県内において少ない水準にあります。前計画の目標値が達成できず、近年のごみ排出量原単位は増加傾向にあります。このため、引き続き前計画に準じた目標値を設定し、ごみの排出抑制の基本方針を以下のとおり定めました。

ごみ排出原単位を、令和元年度実績（753.8g/人・日）に対して、令和12年度までに約560g/人・日まで削減する。（約194g/人・日削減）

##### (再生利用目標)

現在分別している資源物の分別の徹底を推進すること等によって、資源化量を増大させ、リサイクル率を増加させるものとします。

ただし、現行の分別収集を継続する場合、以下のような要因により資源化率が飛躍的に伸びていく要素は小さいと考えられます。

- ・重量の重い缶・びんから軽いペットボトルに移行しています。
- ・容器包装の軽量化やコンパクト化及び詰め替え商品の普及等により、容器包装の製造量が減少しています。
- ・インターネットやスマートフォンなどの普及に伴い新聞等の購読数が減少し、古紙の排出量が減少しています。
- ・民間ルートにより回収される資源物が増加しています。

このため、引き続き前計画で実現可能な目標として定めた目標値に準じて、以下のとおりリサイクル率の目標を定めました。

リサイクル率を令和元年度の実績（5.2%）に対して、令和12年度までに10%まで向上させることを目指す。（4.8%向上）

5)ごみ排出量の推計結果(排出抑制・再生利用目標達成後)

目標達成後のごみ排出量の推計結果を3-3-4に示します。

表 3-3-4 ごみ排出量の推計結果(排出抑制・再生利用目標達成後)

		単位	R1 実績	R3 計画初年度	R7 中間目標	R12 計画目標	
行政区域内人口		人	5,455	5,323	5,058	4,942	
事業所数		事業所	254	254	254	254	
生活系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	842	805	710	630
		不燃ごみ	t/年	122	117	106	95
		粗大ごみ	t/年	14	14	12	11
		資源ごみ	t/年	12	12	12	12
	計		t/年	990	948	840	748
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	3	3	3	2
		不燃ごみ	t/年	1	1	1	1
		粗大ごみ	t/年	14	13	12	11
		計		t/年	18	17	16
	事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	475	446	334
不燃ごみ			t/年	0	0	0	0
粗大ごみ			t/年	0	0	0	0
計			t/年	475	446	334	198
直搬ごみ		可燃ごみ	t/年	0	0	0	0
		不燃ごみ	t/年	0	0	0	0
		粗大ごみ	t/年	0	0	0	0
		計		t/年	0	0	0
排出量	生活系ごみ計		t/年	1,008	965	856	762
	(資源ごみ含む)		g/人・日	504.9	496.7	463.7	422.4
	(資源ごみ含む)		kg/人	185	181	169	154
	(資源ごみ除く)		kg/人	183	179	167	152
	事業系ごみ計		t/年	475	446	334	198
	(資源ごみ含む)		t/日	1.30	1.22	0.92	0.54
	(資源ごみ含む)		t/事業所	1.87	1.76	1.31	0.78
	(資源ごみ除く)		t/事業所	1.87	1.76	1.31	0.78
計(生活系+事業系)			t/年	1,483	1,411	1,190	960
			g/人・日	742.8	726.2	644.6	532.2
集団回収	紙類	t/年	16	18	28	40	
	金属類	t/年	3	3	3	3	
	ガラス類	t/年	2	2	2	2	
	布類	t/年	1	1	3	5	
	計		t/年	22	24	36	50
		g/人・日	11.0	12.4	19.5	27.7	
総排出量 (生活系+事業系+集団回収)			t/年	1,505	1,435	1,226	1,010
			t/日	4.11	3.93	3.36	2.77
			g/人・日	753.8	738.6	664.1	559.9

※1: 原単位は年間量をもとに算出しており、端数処理のため合計値が合わない場合がある。

6)ごみ処理内訳の推計結果(排出抑制・再生利用の目標達成後)

目標達成後のごみ処理内訳の推計結果を 3-3-5 に示します。

表 3-3-5 ごみ処理内訳の推計結果(排出抑制・再生利用目標達成後)

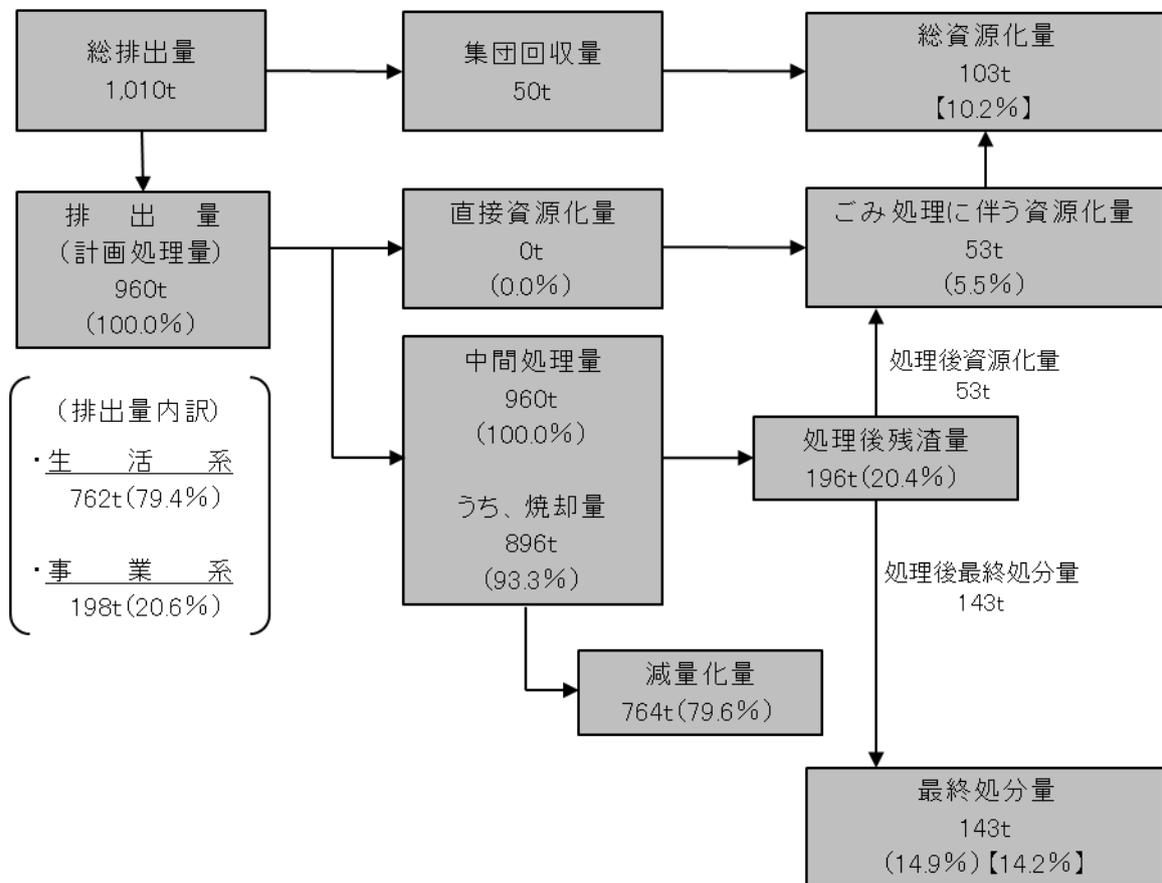
		単位	R1 実績	R3 計画初年度	R7 中間目標	R12 計画目標
種類別内訳	可燃ごみ	t/年	1,320	1,254	1,047	830
	不燃ごみ	t/年	123	118	107	96
	粗大ごみ	t/年	28	27	24	22
	資源ごみ	t/年	12	12	12	12
搬入内訳	直接焼却	t/年	1,320	1,254	1,047	830
	粗大処理施設+資源化施設	t/年	163	157	143	130
	可燃残渣	t/年	89	86	78	66
	不燃残渣	t/年	14	14	12	11
	金属類	t/年	23	23	21	21
	ガラス類	t/年	14	14	13	13
	ペットボトル	t/年	12	12	12	12
	プラスチック類	t/年	0	0	0	0
	その他	t/年	8	8	7	7
	直接資源化	t/年	0	0	0	0
	その他	t/年	0	0	0	0
	直接埋立	t/年	0	0	0	0
	処理内訳	焼却処理	t/年	1,409	1,340	1,125
減量化量		t/年	1,202	1,143	960	764
焼却灰		t/年	207	197	165	132
資源化		t/年	79	81	89	103
中間処理後資源化		t/年	57	57	53	53
直接資源化		t/年	0	0	0	0
集団回収		t/年	22	24	36	50
埋立		t/年	221	211	177	143
焼却灰		t/年	207	197	165	132
不燃残渣		t/年	14	14	12	11
直接埋立		t/年	0	0	0	0
リサイクル率(対総排出量の割合)	—	5.2%	5.6%	7.3%	10.2%	
最終処分率(対総排出量の割合)	—	14.7%	14.7%	14.4%	14.2%	

### 7) 計画目標年次のごみ処理・処分フロー(排出抑制・再生利用目標達成後)

計画目標年次である令和 12 年度のごみ処理・処分フロー(排出抑制・再生利用目標達成後)を図 3-3-4 に示します。

令和 12 年度の総排出量(集団回収量含む)は、1,010 t となる見込みであり、再生利用される総資源化量は 103 t、リサイクル率(総資源化量÷総排出量)は 10.2%となる見込みです。

中間処理による減量化量は 960 t で、集団回収を除いた排出量の 79.6%が減量化される見込みです。また、総排出量の 14.2%に当たる 143 t が埋立処分される見込みです。中間処理量のうち、896 t が焼却処理される見込みです。



※ : ( ) の割合 (%) は対排出量に対する割合、【 】の割合 (%) は総排出量に対する割合。

図 3-3-4 計画目標年次のごみ処理・処分フロー(令和 12 年度)

## 第4節 ごみ処理基本計画

### 1. 排出抑制・再生利用計画

#### 1) 基本方針

町民、事業者、行政が互いに連携し、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を意識して、それぞれが役割と責任を果たしながらごみの減量・リサイクルに取り組み、循環型社会の構築を目指します。

#### 2) 排出抑制・資源化の取り組み

##### ① 行政の取り組み

本町は、一般廃棄物処理の責任者として、一般廃棄物の適正処理及び4Rの取り組みを推進するとともに、町民、事業者に対しては、4Rの取り組みが円滑に行われるよう各種施策を実施します。一方、事業者・消費者として、4Rに重点を置いた環境負荷の少ない取り組みを率先します。

具体的な取り組みを以下に示します。

#### 環境学習の推進

##### ○ 学校教育における環境学習の推進

環境を守り、資源を大切に作る心（環境マインド）を育み、効果的な行動を促すために、エコチャレンジシートやポスターコンクールなど小・中学校での環境学習を推進します。

##### ○ 社会教育における環境学習の推進

地域団体（婦人会など）や町民及び事業者に対し、ごみ処理関連施設（唐津市清掃センター等）の見学会の実施等について、広報誌や町のホームページによって周知を図り参加を促します。また、町民や事業者がごみの減量化・資源化、バイオマスなど、4Rについて理解を深める機会を増やし、自発的な取り組みを促します。

#### 広報・啓発活動の推進

##### ○ NPO、地域団体及び事業者の取り組み支援・推進

町内のNPOや地域団体（婦人会など）、事業者の資源回収活動を広報誌や町のホームページで紹介し、これらの取り組みを支援・推進します。

#### ○ 自主的な4R行動を促進するための情報提供の実施

集団回収、バザー、フリーマーケット開催の情報、ごみに関するルール、分別方法、ごみの減量・リサイクルの取り組みに関する情報などを広報誌や行政放送、ホームページ、説明会等を介して周知を図ります。

環境配慮製品等の購入を推進して需要の転換を図り、環境配慮製品物品等に関する適切な情報提供をします。

町民が気軽に4Rの重要性を理解し、協力して行動できるように、回覧板やNPO、地域団体（婦人会など）を通して、情報を交換・共有します。

#### ○ 資源物を出しやすい環境づくり

リサイクル率向上に向け、町民が資源物を出しやすい環境づくりを進めるため、公共施設のほか、販売店回収や店頭回収などの事業者による回収体制の整備を行います。

### ごみ処理費用負担に係る検討

#### ○ 生活系ごみの有料化制度の評価及び見直し

生活系ごみの有料化制度については、制度の実施状況やその効果（制度や費用を見直すに当たっては、費用負担の公平化、ごみの減量・リサイクルの推進及びごみの適正処理・リサイクル費用の確保等）について評価を行い、先進事例等を参考に適宜制度や費用の見直しを検討します。

#### ○ 事業系ごみの処理手数料の評価及び見直し

事業系ごみの処理手数料については、排出者責任の原則に基づき、実際のごみ処理コストの状況に応じて適宜見直しを検討します。

手数料を見直すに当たっては、ごみ減量の動機づけが働き、かつ生活系ごみへの流入が生じないよう配慮します。

### 各種リサイクル活動等の推進

#### ○ ごみの分別・再生利用・収集品目の追加検討

資源として分別していない容器包装紙類や容器包装プラスチック等の分別収集の拡充について検討し、各種リサイクル活動等の促進を図ります。

#### ○ 廃棄物系バイオマスの利活用の推進

可燃ごみの2割程度を占める生ごみや廃食用油及び剪定枝などの廃棄物系バイオマスの利活用について、本地域に合った手法を検討していくため、先進事例や技術動向等の調査研究を進めていきます。

### ○ 職員の意識の向上

公共施設から排出されるごみやイベントの際に排出されるごみの減量とリサイクルを進めます。また、職員においても4Rに対する意識を向上させ、町民・事業者とともに循環型社会を形成するために率先して行動します。町民との協働による取り組み、事業者間の再生資源の流通等に関して、情報提供や協議・検討の場を設けることにより町全体の取り組みを積極的に支援します。

### ○ ごみの減量化・資源化の推進委員制度導入の検討

ごみの減量化・資源化推進委員制度導入を検討します。委員には、ごみの減量化・資源化を積極的に推進する人材を起用し、地域におけるごみ処理に対する意識を啓発し、町民、事業者、行政による三者協働の資源化システムの構築を促進し、循環型社会形成に伴う地域活性化を図る体制づくりをします。

### ○ 事業系ごみの減量化・資源化の促進

事業者が排出者責任を認識し、飲食物容器や過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等、ごみの資源化をさらに積極的に取り組むよう行政側から働きかけます。

また、事業用大規模建築物の所有者又は占有者に対して、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、計画の履行を促し、実施状況を把握するとともに、必要な助言・指導、協力を行うことができるよう制度の検討を行います。さらに、事業者を戸別に訪問し、啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行い、ごみの減量・リサイクルを促進します。

## ② 町民の取り組み

町民はごみの排出者としての責任を自覚し、大量消費、大量廃棄の生活から4Rを意識し、環境に配慮した生活スタイルを心がけます。

具体的な取り組みは以下のとおりです。

### 4Rを意識した環境にやさしいライフスタイルへの転換

#### ○ 4Rの意識の向上

地域で開催される環境啓発イベントや講習会、施設見学等の機会を積極的に活用し、ごみ問題に対する関心・理解を深めます。

#### ○ 家庭における4R行動の実践

ごみを減らすために、1人ひとりが、日々の生活の中で、できることから4Rを実施します。

### 【主な取り組み】

- ごみを出さない買い物行動（必要なものだけ購入する、過剰包装を辞退する、マイバッグを持参する等）及び再生品や詰め替え製品など環境への負荷の小さい環境配慮型製品・サービスの購入（グリーン購入）を心がけます。
- ものを無駄なく大事に使う（修理してできるだけ長く使う、フリーマーケットやリサイクルショップなどを利用して再利用する等）よう心がけます。
- 生ごみは、家庭で堆肥化により有効利用するか、ごみとして排出する場合には水切りを徹底することで排出抑制に努めます。
- 家庭で不要となったものでリサイクル可能なものについては、店頭回収や集団回収などを積極的に利用します。また、資源物として排出する場合には町が定める分別排出の決まりを遵守します。

### ○ 地域のごみ減量・リサイクル及び環境美化活動への参加

地域におけるごみの減量・リサイクルや環境美化活動などの取り組みに積極的に参加します。

### ○ 事業者や行政の取り組みへの参加・協力

事業者や行政が実施するごみ減量・リサイクル推進のための取り組みに積極的に参加します。

## ③ 事業者の取り組み

事業者は社会的責任を認識し、4Rに重点を置いた、環境に負荷の少ないビジネススタイルへの転換を目指します。

具体的な取り組みは以下のとおりです。

### 4Rに重点を置いた環境にやさしいビジネススタイルへの転換

#### ○ 消費者の4Rの取り組みへ配慮した事業活動の推進

製品の生産に際しては、消費者に廃棄物を出させないように、設計・製造段階で再使用や資源化を考慮した製品づくりを行い、商品の流通・販売に際しては、簡易包装に努めます。また、使用済容器などの回収ルートや資源化システムの整備を進めます。その他、商品の耐用年数の長期化、アフターサービスの充実・低コスト化等、商品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行います。

#### ○ 事業者が排出するごみの適正処理・4Rの推進

「排出者責任の原則」のもと、環境にやさしい事業者を目指し、適正処理を前提に4Rの取り組みを進めます。

### 【主な取り組み】

- 事務用品等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努めます。また、可能な限り物を無駄にしないよう努めます。
- 排出するごみの資源化を推進するため、事業者は独自で資源化ルートを確認するよう努めます。
- 多量排出事業者は、排出するごみの適正処理や4Rの取り組みを計画的に推進するために、自主的にごみの減量化計画等を策定します。また、設定したごみの減量化目標をもとに進行管理を行うことで、4Rに対する意識を向上させ、ごみの減量・リサイクルを着実に進めるよう努めます。
- 小規模事業者は、排出抑制や資源物の分別の徹底を図るよう努めます。

### ○ 廃棄物系バイオマスの利活用の推進

事業活動に伴って排出される生ごみ等のバイオマスの利活用を積極的に図ります。循環型社会形成の推進や地域社会への貢献として、バイオマスの利活用に関連する町の取り組みに協力します。

### ○ 事業者間の協力

事業者は、事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進します。

### ○ 地域の循環型社会形成への貢献

事業活動を通して、地域の循環型社会の形成に積極的に参加します。マイバッグ運動の推進や店頭回収の実施、再使用や資源化のPRなど、家庭から出るごみの減量化につながる活動を自主的に行い、社会に貢献します。

また、地域や行政によるごみ減量・リサイクルや環境美化活動などの取り組みに積極的に協力します。

## 2. 収集・運搬計画(分別収集計画)

### 1) 基本方針

安全かつ効率的な収集・運搬体制を継続していくために、ごみ出しルールの周知徹底やごみの排出状況や分別区分の変更などの実情に応じた収集・運搬体制の構築及び収集サービスの利便性の向上に努めていきます。

また、収集・運搬に伴う環境負荷を抑えるため、低燃費車両・低公害車の導入推進、優先的利用及び環境に配慮した運転（エコドライブ）の推進に取り組みます。

### 2) 収集・運搬の取り組み

収集・運搬の取り組みを以下に示します。

#### 適正な分別排出の徹底

収集作業時の安全確保やリサイクル推進のため、町民に対して、ごみの分け方・出し方、町ごみ分別収集の手引き等に従って分別を徹底するよう周知を図ります。分別状況が良くないごみステーション等では、ルール違反者への指導を行います。

#### 効率的な収集・運搬の実施

生活系ごみは委託収集、事業系ごみは許可業者による収集、又は直接搬入を原則とします。また、分別品目の追加による収集体制の変更や宅地開発及び道路整備等に伴う収集ルートの変更など、状況に応じた収集・運搬体制の変更・追加を適宜行い効率的な収集・運搬に努めます。

#### 環境負荷の低減

収集・運搬に伴う環境負荷を抑えるため、低燃費車両・低公害車の導入推進、優先的利用及び環境に配慮した運転（エコドライブ）の推進に取り組んでいきます。また、許可業者に対するエコドライブや低公害車購入補助制度についての情報提供を行います。

#### 生活系ごみの収集・運搬の検討

##### ○ 新たな分別区分の検討

現状の分別区分を継続するとともに、地域におけるリサイクルの可能性を考慮して未分別の資源化対象物の分別収集の検討を行います。

#### ○ 収集形態の継続・検討

収集の効率性などを踏まえ、ステーション方式による収集を継続します。

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、リサイクルごみについては指定袋制を継続します。紙類、缶、ビンについては資源物回収業者に出すように促し、ペットボトルについては、専用収集箱に入れます。また、ごみの排出状況や分別区分に応じた収集形態の変更等を適宜行います。

#### ○ 収集回数の検討

ごみの種類毎の収集回数は現状を維持し、本計画に基づく取り組みの効果（ごみ排出抑制の状況、資源化率）及び町民の要望を踏まえ、資源ごみを効果的に回収できるように、適宜、収集方法、収集回数を見直します。

#### ○ 町民サービスの充実

住民サービスの観点から高齢社会の進行など多様化する町民のニーズを考慮した、きめ細やかな対応（ごみ出し支援等）ができるよう、地域にとってよりよい収集・運搬の在り方について検討していく必要があります。

### 事業系ごみの収集・運搬の検討

#### ○ 排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らが処理・処分を行うことを原則とします。

#### ○ 許可業者による収集と自己搬入

事業者が一般廃棄物を排出する場合には、生活系ごみの分別区分、排出ルールに従うとともに、許可業者に収集を依頼するか、自ら処理施設に直接搬入します。収集・運搬業の許可については、今後の社会経済状況の変動や事業系一般廃棄物処理量の推移を見極めたうえで、必要に応じ検討を行うこととします。

### 3. 中間処理計画

#### 1) 基本方針

ごみ排出抑制、再使用を優先し、それでも排出されるものに対して、中間処理をして、資源化可能であるものの回収及び減量化・減容化、適正処理を推進します。また、効率的なごみ処理を行うため、唐津市との広域処理を継続します。

#### 1) 中間処理の取り組み

中間処理の取り組みを以下に示します。

##### 適正処理の継続

分別収集したごみは資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては、焼却等により適正処理します。なお、資源物を除くごみの中間処理については唐津市との広域処理を継続します。

##### 【区分ごとの処理方法】

- ・可燃ごみ : 唐津市清掃センターにおいて、焼却処理を継続
- ・不燃ごみ・粗大ごみ : 唐津市清掃センターにおいて、破碎・選別処理を継続（使用済小型家電は選別され資源化）
- ・リサイクルごみ（缶・ビン） : 再生事業者において直接資源化
- ・ペットボトル : 民間事業者に処理を委託し、容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートで資源化
- ・使用済乾電池 : 専門の処理業者へ引渡し資源化

##### 新たな資源化の検討

現在未分別の資源化対象物については、地域におけるリサイクル可能性について検討するため、先進事例や技術動向について調査・研究を進めます。

##### 【未分別の資源化対象物】

- ・プラスチック製容器包装
- ・紙製容器包装
- ・廃棄物系バイオマス資源（生ごみ、廃食用油等、草木類）
- ・蛍光管等

##### 民間活用によるリサイクルの推進

リサイクルに関して優れた技術やノウハウを有する民間事業者について、安全性、効率性、経済性、信頼性等を確認した上で積極的に採用し、町の資源化事業を活性化していきます。

## バイオマス活用推進計画

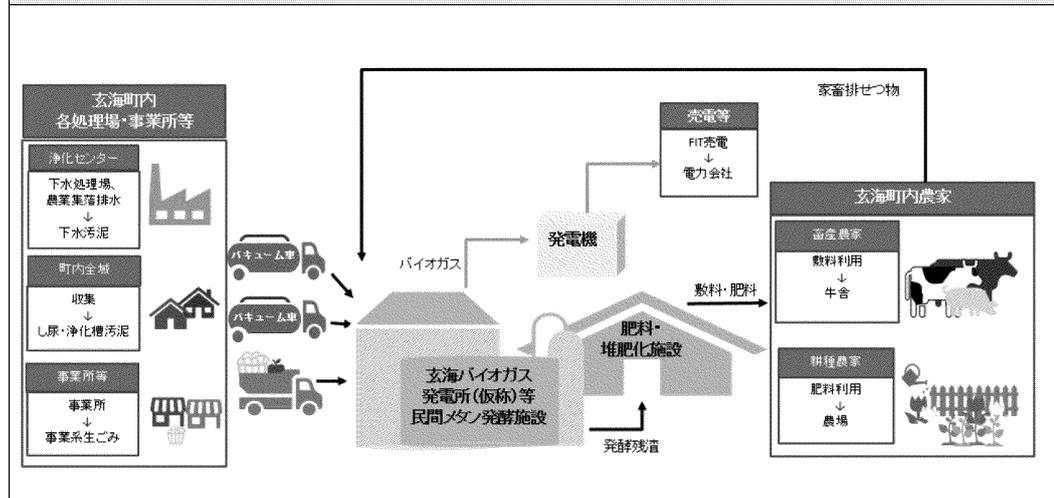
本町は、地域のバイオマス活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち、むらづくりを目指す地域として、令和元年11月に国からバイオマス産業都市として認定されました。

バイオマス産業都市の認定に向けて、令和元年7月に策定した「玄海町バイオマス産業都市構想」は、自然環境の保全、循環型社会の形成を目指すことを目的として、再生可能エネルギーの創出等の具体的な事業展開を示すものであり、本町では、「玄海町バイオマス産業都市構想」を、「市町村バイオマス活用推進計画」として位置づけ、地域に存在する種々のバイオマスを最大限活用する事業化プロジェクトの実現を目指して、取り組みを推進していきます。

### 事業系生ごみ、下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥活用プロジェクト【中期計画】

プロジェクト名	事業主体	バイオマス
事業系生ごみ、下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥活用プロジェクト	玄海バイオガス発電所(仮称)等の民間メタン発酵施設	事業系生ごみ 68t/年 下水汚泥 348t/年 し尿・浄化槽汚泥 1,869t/年

#### イメージ図



資料：玄海町バイオマス産業都市構想（令和元年7月）

図 3-4-1 バイオマス産業都市構想における事業化プロジェクト

## 4. 最終処分計画

### 1) 基本方針

最終処分量の削減に努め、減量化・資源化ができない残渣については安全かつ安定した最終処分を行います。なお、効率的なごみ処理を行うため、唐津市と広域処理を継続します。

### 2) 最終処分の取り組み

最終処分の取り組みを以下に示します。

#### 最終処分量の削減

ごみの排出抑制、分別の徹底、中間処理段階の資源回収の徹底により最終処分量をできるだけ少なくし、最終処分量の最小化を図ります。

#### 適正処分の継続

最終処分については、唐津市との広域処理を継続します。なお、唐津市では新たな最終処分場の整備事業を進めていく予定であることから、本町においては、事業が円滑に進むよう情報の提供など必要な協力を行います。

## 5. その他

その他ごみ処理に関連する取り組みについて以下に示します。

### 地域に関する諸計画との関係

ごみの処理・処分等に係る諸計画との整合を図るため、関連する事業（計画）の現況と今後の動向について関係機関と十分な調整を図ります。

#### 【関連する主な事業（計画）】

- ・ 玄海町における関連事業（玄海町バイオマス産業都市構想等）
- ・ 佐賀県における関連事業（ごみ処理広域化計画、廃棄物処理計画等）
- ・ 唐津市における関連事業（一般廃棄物処理基本計画等）

### 町民・事業者・行政の連携

#### ○ 廃棄物減量化等推進審議会

ごみ減量・リサイクルの取り組みの実効性を高めるため、町民や事業者が参画する機会の提供や、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7の規定によって定められている、廃棄物減量化等推進審議会の設置について検討を進めます。

#### ○ 事業者の協力

製造業者による自主回収ルートの確立、ごみにならない容器の利用促進及び適正処理困難物の処理が促進されるよう関係機関に要請を行います。

#### ○ NPO等との連携

町民・事業者・行政の三者の協働による取り組みを効率的・効果的に推進するためにNPO等との連携を深め、地域に根ざした活動を推進します。

#### ○ 環境美化の推進

町内一斉清掃の実施、地域ボランティア等を中心とした環境美化活動、各種広報誌による啓発を推進し、町民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組んでいきます。また、自主的に美化活動を行う団体等の活動を支援します。

### 適正処理困難物への対応

#### ○ 処理困難物の適正処理・処分の指導強化

タイヤ、バッテリー等、本町で処理困難物として定めているごみは、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

## ○ 医療系廃棄物への対応強化

在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関などによる回収等の促進、及び適正な処理・回収ルートを活用するよう町民へ啓発します。感染性医療廃棄物については、医療機関等の排出者が責任をもって処理・処分するよう指導します。

## ○ 廃家電等のリサイクルに関する普及啓発

廃家電等（家電4品目※、パソコン）のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法及び資源有効利用促進法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力し、普及啓発を行います。

※：エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

## 不法投棄対策の強化

広報誌や回覧、町のホームページにより、不法投棄、散乱の防止を図ります。

### 【不法投棄対策】

#### ◆土地所有者及び管理者に対する対策の要請

：土地所有者及び管理者と協力して、不法投棄対策を推進します。

#### ◆監視体制

：佐賀県による定期的なパトロールを実施します。また河川においては、定期的な監視委員を設置し、ごみを発見後、回収します。

#### ◆早期発見と連絡

：町民や事業者は不法投棄を発見次第、各区の区長に連絡し、行政に連絡を行い、連絡を受けた職員が現地確認と対応を行います。

#### ◆町民、各種団体との連携

：町民、警察、NPO等との連携を強め、不法投棄に関する情報収集、不法投棄対策を推進し、不法投棄をさせない環境施策を講じます。

## 災害時におけるごみ処理体制の構築

風水害及び地震など、災害が発生した緊急事態時において、地域防災計画に基づき、町民、事業者、行政が各々の役割に従ってごみ処理を行い、必要に応じて近隣市町と広域的相互支援体制の構築を図ります。

## ○ 役割の明確化

行政及び町民・事業者の役割は以下に示すとおりです。

### 【行政の役割】

- ・災害廃棄物処理計画の策定
- ・一般廃棄物を収集・運搬及び処理・処分を行います。

- ・収集・運搬機材、一般廃棄物処理施設等の被災状況や復旧時期状況を把握し、必要に応じて、近隣市町、関係事業者、県への支援を要請します。

#### 【町民・事業者の役割】

- ・町民は、一般廃棄物を適正に分別し、排出します。
- ・事業者は、災害廃棄物のうち、産業廃棄物を分別し、運搬及び処理します。

#### ○ 処理体制の維持

- ◆町は風水害、地震災害時において、地域防災計画に基づき、一時に大量に発生するがれきの処分先、一般廃棄物の一時保管場所、地区内の廃棄物処理能力が不足する場合の応援の依頼先等を策定します。
- ◆被災時に一般家庭や避難所等から排出される一般廃棄物（生活ごみ、粗大ごみなど）は、平常時と同様に、町が収集・運搬及び処理を行います。
- ◆町民は一般廃棄物を適正に分別排出し、事業者等は、災害廃棄物のうち、産業廃棄物を分別し、運搬及び処理をします。
- ◆被災状況に応じて、排出場所、収集回数、収集方法等を柔軟に見直し、迅速かつ衛生的な生活環境の確保を図ります。さらに、収集・運搬車両及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成します。
- ◆町及び事業者は地震発生後速やかに唐津市清掃センターの点検報告や復旧状況を把握し、復旧までの対応等を検討します。また、被害が甚大な場合や最終処分までの処理工程が確保できない場合など、必要に応じて、県、近隣市町、関係事業者の応援を要請し、円滑かつ安定した処理・処分の維持に努めます。

#### ○ 仮置き場の確保

- ◆被災時における災害廃棄物の一時保管あるいは一次処理（ごみの選別）等を行うため、利用及び民有地を借り上げる方法等により、仮置き場を確保します。
- ◆必要に応じて、一次仮置き場において粗選別を行い、二次仮置き場に搬入して、二次処理を行って、資源化率の向上と最終処分率の低減を図ります。

#### ○ 一般廃棄物の処理

- ◆災害時には、地域防災計画に基づいて、一般家庭、避難場所等からの生活ごみ、粗大ごみなどの一般廃棄物について、収集・運搬及び処分を行います。
- ◆収集・運搬車両、処理施設等の被災状況を考慮し、収集したごみを短期間に処理することが困難な場合には、地域防災計画で指定した臨時の保管場所にごみを搬入します。ごみ処理は、ごみの大量排出が一段落してから行います。
- ◆一般廃棄物の処理は、出来る限り資源化するように努め、適正に処理します。
- ◆被害が甚大な場合や最終処分までの処理工程が確保できない場合など、必要に応じて、近隣市町、関係事業者に応援を要請し、円滑かつ安定した処理・

処分を委託し、それでも処理が滞る場合は、県等に対して応援要請を行います。

#### ○ 災害廃棄物の処理

- ◆災害時には、地域防災計画に基づき、臨時の災害廃棄物保管場所を確保し、ごみの選別、保管を行います。
- ◆被災した建築物の倒壊、解体等により生じた災害廃棄物のうち、一般廃棄物を収集・運搬及び処分します。
- ◆必要に応じて、近隣市町、関係事業者の応援を要請し、円滑かつ安定した処理・処分を委託し、それでも処理が滞る場合は、県等の応援を要請します。
- ◆倒壊家屋等の処理は、一般廃棄物に関して計画的に迅速にガレキ対策を実施します。流木、大量に発生する粗大ごみ、道路に堆積するガレキ等、処理の緊急性を要する場合においては、基幹交通網、避難場所等を確保する観点から町が処理を行います。
- ◆災害廃棄物の処理に関しては、再使用、資源化に努めます。また、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を図ります。
- ◆最終処分までの処理工程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行います。町は、地震・風水害発生後、唐津市とごみの分別、処理・処分の方法について調整し、連携しながら円滑な対応を図ります。

#### ○ 環境保全対策の実施

ガレキの撤去作業環境及び仮置場周辺において、環境関係法令（環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法）に留意し、大気質、騒音・振動、悪臭、水質など、災害廃棄物の性状（有害物・危険物、津波堆積物、放射性物質など）に応じて、モニタリングを行い、作業員への安全衛生労働環境及び自然・生活環境への環境保全対策を図ります。

## 第4章 生活排水処理基本計画

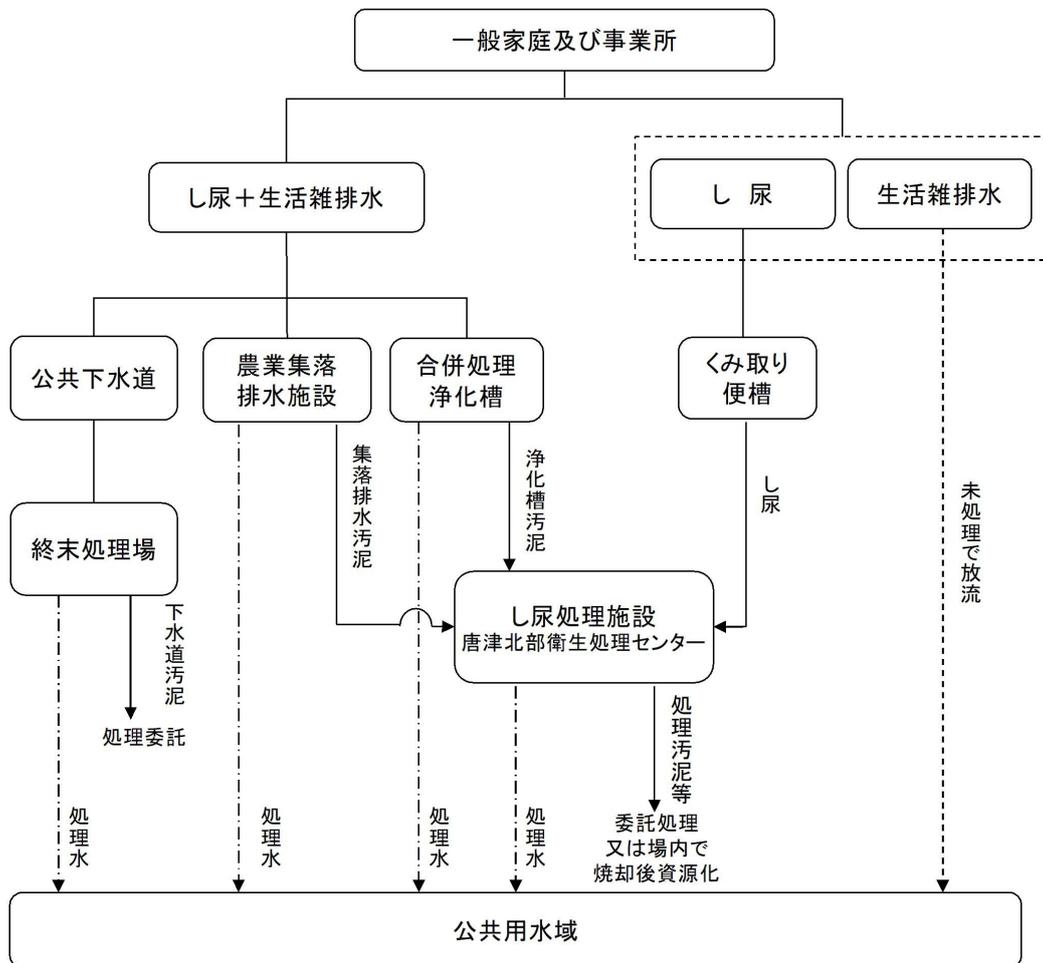
### 第1節 生活排水処理の現状と課題

#### 1. 生活排水の処理体系

本町の生活排水の処理体系を図 4-1-1 に示します。

本町では公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽により生活排水の適正処理を進めています。

し尿や浄化槽汚泥及び集落排水汚泥の処理については、唐津市へ処理委託する形で広域的な処理を行っています。



※：「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいい、「生活雑排水」とは、生活排水のうち、し尿を除くものをいいます。  
公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他の公共の用に供される水域をいいます。  
計画でいう合併処理浄化槽とは、浄化槽法の浄化槽を示します。

図 4-1-1 生活排水の処理体系

## 2. 生活排水処理体制

### 1) 生活排水の処理主体

本町の生活排水処理施設の種類の処理主体を表 4-1-1 に示します。

表 4-1-1 生活排水処理施設の種類の処理主体

施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	玄海町
(2) 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	玄海町
(3) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人

### 2) 生活排水処理施設の状況

#### ① 公共下水道

本町で整備している公共下水道の概要を表 4-1-2 に示します。また、下水道終末処理場の概要を表 4-1-3 に示します。

表 4-1-2 下水道の整備状況(令和元年 3 月末)

	単位	北部処理区	南部処理区	合計
全体計画区域内人口(A)	人	2,171	1,949	4,120
普及人口(B)	人	2,171	1,949	4,120
接続人口(C)	人	1,947	1,765	3,712
人口整備率(D=B/A)	—	100.00%	100.00%	100.00%
接続率(E=C/B)	—	89.68%	90.56%	90.10%

**【下水道整備計画の概要】**

○事業名・処理区: 特定環境保全公共下水道(北部処理区・南部処理区)

○事業概要:

(北部処理区)

・全体計画目標年次: 平成 23 年、計画処理区域面積: 66.4ha(平成 23 年度整備完了)

(南部処理区)

・全体計画目標年次: 平成 30 年、計画処理区域面積: 79.4ha(平成 26 年度整備完了)

表 4-1-3 下水道終末処理場の概要

項目	北部浄化センター		南部浄化センター		
施設名称	玄海町北部浄化センター		玄海町南部浄化センター		
所在地	玄海町大字今村		玄海町大字新田		
事業主体	玄海町		玄海町		
処理能力	1,300m <sup>3</sup> /日		1,400m <sup>3</sup> /日		
計画処理区域面積	66.4ha		79.4ha		
計画処理人口	2,171 人		1,949 人		
稼働開始	平成 22 年		平成 18 年		
流入水質・放流水質	流入水質	流入水質	流入水質	放流水質	
	BOD (mg/L)	200	15	200	15
	浮遊粒子物質 (mg/L)	150	40	150	40
放流先	外津湾(志礼川)		仮屋湾(有浦川)		

②農業集落排水施設

本町の農業集落排水施設の整備状況を表 4-1-4 に示します。また、農業集落排水施設の概要を表 4-1-5 に示します。

表 4-1-4 農業集落排水施設の整備状況(令和元年 3 月末)

		単位	座川内・ 湯野尾地区	小加倉・ 有浦下地区	合計
(1)事業計画 の概要	面積	ha	11.6	9.5	21.1
	計画人口	人	320	370	690
(2)現況 (R 元. 3 末)	現況世帯数	世帯	59	75	134
	現況人口(A)	人	198	273	471
(3)接続状況	接続世帯数	世帯	53	70	123
	接続人口(B)	人	177	260	437
	接続率(人口)(B/A)	—	89.39%	95.24%	92.78%
【農業集落排水施設整備計画の概要】					
○事業名・処理区:農業集落排水処理施設整備事業(座川内・湯野尾地区、小加倉・有浦下地区)					
○事業概要:					
(座川内・湯野尾地区)					
・工事期間:平成 14 年~平成 17 年、供用開始時期:平成 17 年 10 月					
(小加倉・有浦下地区)					
・工事期間:平成 15 年~平成 18 年、供用開始時期:平成 18 年 6 月					

表 4-1-5 農業集落排水施設の概要

項目	施設概要			
施設名称	座川浄化センター		小加倉浄化センター	
所在地	玄海町大字座川内 1363 番地		玄海町大字小加倉 235 番地 1	
事業主体	玄海町		玄海町	
処理能力	86.4m <sup>3</sup> /日		99.9m <sup>3</sup> /日	
計画処理人口	320 人		370 人	
稼働開始	平成 17 年		平成 18 年	
処理方式	連続流入間欠ばっ気方式		連続流入間欠ばっ気方式	
流入水質・放流水質	流入水質	流入水質	流入水質	放流水質
BOD (mg/L)	200	20	200	20
浮遊粒子物質 (mg/L)	200	50	200	50

③合併処理浄化槽

本町の合併処理浄化槽の設置状況を表 4-1-6 に示す。

表 4-1-6 合併処理浄化槽の設置状況

事業	開始年月	概 要 (R2. 3)
合併処理浄化槽 補助事業	H9.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況設置人口: 763 人</li> <li>・累計基数: 225 基</li> <li>・年間 2 基程度の見込み</li> </ul>

### 3. 生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の実績

本町の生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の実績を表4-1-7に示します。

表 4-1-7 生活排水処理形態別人口及びし尿等の排出量の実績

		単位	H27	H28	H29	H30	R1	
行政区域内人口(各年度 3 月 31 日)		人	5,983	5,805	5,674	5,608	5,455	
1.計画処理区域内人口		人	5,983	5,805	5,674	5,608	5,455	
2.水洗化・生活雑排水処理人口		人	5,098	5,085	5,007	4,997	4,912	
(1)下水道人口		人	3,754	3,816	3,779	3,795	3,712	
(2)集落排水施設人口		人	485	456	441	430	437	
(3)合併処理浄化槽人口		人	859	813	787	772	763	
(4)コミュニティ・プラント人口		人	0	0	0	0	0	
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		人	0	0	0	0	0	
4.非水洗化人口		人	885	720	667	611	543	
(1)し尿収集人口		人	885	720	667	611	543	
(2)自家処理人口		人	0	0	0	0	0	
5.計画処理区域外人口		人	0	0	0	0	0	
汚水衛生処理率 <sup>※1</sup>		%	85.2%	87.6%	88.2%	89.1%	90.0%	
し尿等排出量	年間量	し尿	kL/年	817	1,032	806	1,005	1,503
		浄化槽汚泥	kL/年	582	627	785	823	1,051
		集落排水汚泥	kL/年	240	264	264	273	262
		合計	kL/年	1,639	1,923	1,855	2,101	2,816
	1日量	し尿	kL/日	2.2	2.8	2.2	2.8	4.1
		浄化槽汚泥	kL/日	1.6	1.7	2.2	2.3	2.9
		集落排水汚泥	kL/日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
		合計	kL/日	4.5	5.2	5.1	5.8	7.7
	原単位	し尿 <sup>※2</sup>	L/人・日	2.52	3.93	3.31	4.51	7.56
		浄化槽汚泥 <sup>※3</sup>	L/人・日	1.85	2.11	2.73	2.92	3.76
		集落排水汚泥 <sup>※4</sup>	L/人・日	1.35	1.59	1.64	1.74	1.64

※1:汚水衛生処理率(%)=水洗化・生活雑排水処理人口(人)÷処理形態別人口合計(人)

※2:し尿原単位(L/人・日)=年間し尿量(kL/年)÷し尿収集人口(人)÷年間日数

※3:浄化槽汚泥原単位(L/人・日)=年間浄化槽汚泥量(kL/年)÷合併・単独処理浄化槽人口(人)÷年間日数

※4:集落排水汚泥原単位(L/人・日)=年間集落排水汚泥(kL/年)÷農業集落排水施設人口(人)÷年間日数

#### 4. し尿等の収集・処理状況

##### 1) 令和元年度のし尿等の処理の流れ

令和元年度におけるし尿等の処理の流れを図 4-1-2 に示します。

本町で排出されるし尿、浄化槽汚泥及び集落排水汚泥は、唐津市に処理委託し、唐津北部衛生処理センターにおいて処理しています。

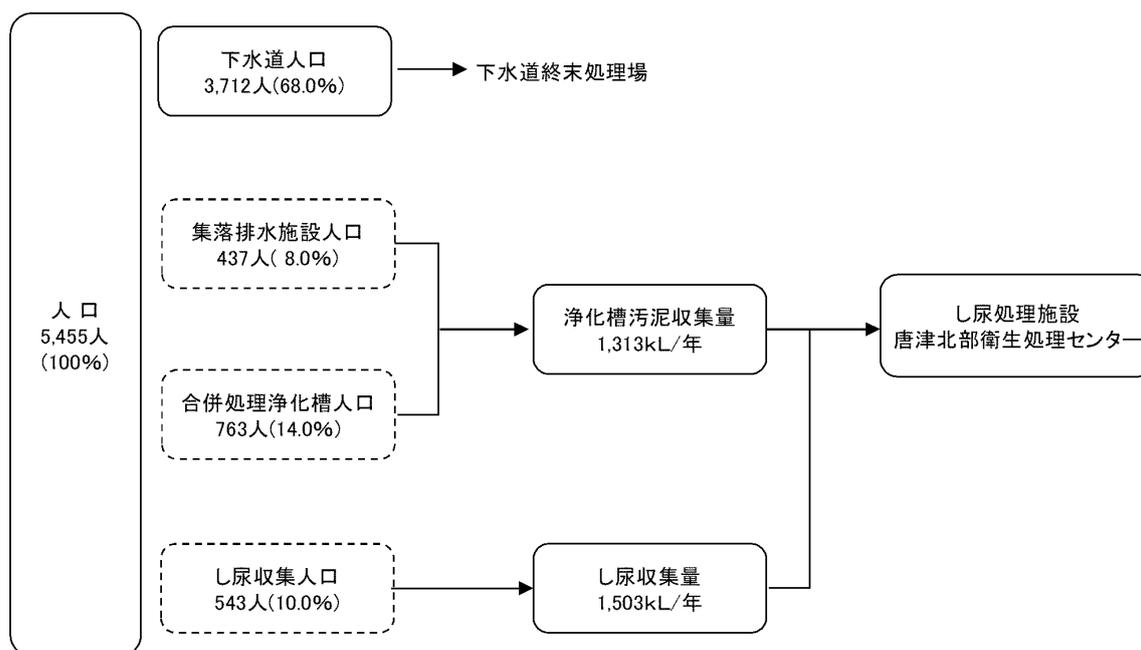


図 4-1-2 し尿等の処理の流れ(令和元年度)

$$\begin{aligned}
 \text{汚水衛生処理率}(\%) &= \frac{\text{下水道人口}(\text{人}) + \text{集落排水施設人口}(\text{人}) + \text{合併処理浄化槽人口}(\text{人})}{\text{行政区域内人口}(\text{人})} \\
 &= \frac{3,712 \text{ 人} + 437 \text{ 人} + 763 \text{ 人}}{5,455 \text{ 人}} \\
 &= 90.0\%
 \end{aligned}$$

(用語の定義)

- ・ し 尿 : くみ取り便槽からくみ取ったもの
- ・ 浄化槽汚泥 : 合併処理浄化槽からくみ取った汚泥、及び集落排水処理施設において処理後に発生する汚泥

## 2) 排出抑制・再生利用の状況

本町では、行政・町民・事業者が一体となり、生活雑排水や汚泥の排出抑制及び汚泥等の再生利用を進めるための取り組みを行っています。

主体ごとの主な取り組みを表 4-1-8 に示します。

表 4-1-8 排出抑制・再生利用の主な取り組み

実施主体	施策の名称等	施策の概要
行政の 取り組み	公共下水道や農業集落排水施設の利用促進	公共下水道や農業集落排水施設の処理区域の未接続世帯に対する利用推奨や指導による、水洗化の促進
	合併処理浄化槽の整備促進	下水道及び農業集落排水施設の処理区域外の地域における合併処理浄化槽の普及促進
	浄化槽の適正な維持管理の啓発・指導	合併処理浄化槽を使用している世帯に対する、浄化槽の定期的な保守点検・清掃及び法定検査についての啓発・指導
	生活雑排水の排出抑制	発生源(台所等)における汚濁負荷削減対策等の普及啓発の実施
	汚泥等の資源化の推進	
玄海町バイオマス産業都市構想における「事業系生ごみ、下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥活用プロジェクト」に基づく、公共下水道や農業集落排水施設及びし尿・浄化槽汚泥をメタン発酵の原料として活用するプロジェクト推進		
町民・事業者の 取り組み	家庭・事務所等の生活排水の適正処理の推進	公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の利用及び適正な維持管理による生活排水の適正処理の実施

### 3) 収集・運搬の状況

#### ① 収集・運搬の方法

し尿等の収集・運搬は、町が許可した収集業者に町民が直接、収集を依頼する方式となっています。

#### ② 収集・運搬車両

し尿等の収集・運搬車両はバキューム車で行っています。

#### ③ 収集・運搬区域

収集・運搬区域は、本町全域のうち、下水道整備区域を除く区域を原則としています。

### 4) 中間処理の状況

許可業者が収集したし尿等は、唐津市へ処理委託しており、唐津北部衛生処理センターにて処理を行っています。

表 4-1-9 し尿処理施設の概要

施設の名称	唐津北部衛生処理センター
施設の種類	汚泥再生処理センター
処理能力	77kL/日 (し尿 45kL/日、浄化槽汚泥 32kL/日)
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式
供用開始年度	H19.2
放流水質	(自主規制値)
pH	5.8～8.6
BOD (mg/L)	10
COD (mg/L)	20
浮遊粒子物質 (mg/L)	5
全窒素 (mg/L)	10
全りん (mg/L)	1
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	100 未満

### 5) 最終処分の状況

唐津北部衛生処理センターにおいて排出される残渣は、乾燥設備で乾燥させ、一部は堆肥化設備に送られて有機肥料として利用されます。また、受入貯留設備からの夾雑物や乾燥した汚泥は焼却設備で焼却後、焼却灰にセメントを混ぜて、コンクリートブロック化され有効利用されています。

## 6)し尿等の処理に係る経費の実績

し尿等の処理に係る経費（処理及び維持管理費）の実績を表 4-1-10 に示します。令和元年度のごみ処理に係る経費は 33,064 千円です。し尿等 1 k L 当たりの費用では 11,741 円となっています。

表 4-1-10 し尿処理に係る経費(処理及び維持管理費)<sup>※1</sup>の実績

		年度	H27	H28	H29	H30	R1	
処理及び維持管理費千円	人件費	一般職	0	0	0	0	0	
		技能職	収集運搬	0	0	0	0	0
			中間処理	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0	
		中間処理費	0	0	0	0	0	
		最終処分費	3,152	3,317	4,069	4,370	8,977	
	委託費	収集運搬費	2,577	2,668	3,218	3,190	3,772	
		中間処理費	0	0	0	0	0	
		最終処分費	12,706	13,133	21,418	21,037	20,315	
		その他	0	0	0	0	0	
	合計		18,435	19,118	28,705	28,597	33,064	
	車両等購入費		0	0	0	0	0	
	合計		18,435	19,118	28,705	28,597	33,064	
し尿等 1kL 当たり処理経費(円/kL)		11,248	9,942	15,474	13,611	11,741		
し尿等排出量		1,639	1,923	1,855	2,101	2,816		

※1：建設改良費及び調査研究費は含みません。

※2：し尿 1 k L 当たりの処理経費＝処理及び維持管理費÷し尿等排出量

（し尿等排出量はし尿処理施設で処理したし尿、浄化槽汚泥及び集落排水汚泥処理量の合計）

## 5. 生活排水処理の課題の抽出

本町の生活排水処理の課題を整理すると、以下のとおりとなります。

### 1) 生活排水処理施設の普及促進

生活排水処理施設の普及促進については、本町が主体となり実施しており、課題は以下のとおりです。

- ① 公共下水道や農業集落排水施設の整備は完了しているため、今後は、未接続の世帯の利用を促進する必要があります。
- ② 下水道及び農業集落排水施設の処理区域以外の地域では、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

### 2) し尿等の適正処理の推進

#### ① 排出抑制・再生利用

浄化槽の適正な維持管理や家庭や事業所における汚濁負荷削減の取り組みが自主的に行われるよう継続的に啓発・指導を行う必要があります。

唐津北部衛生処理センターにおいて処理後に排出される汚泥等の堆肥化やコンクリートブロック化による有効利用を行っていますが、循環型社会の形成に向けた更なる取り組みを進めるため、本町にとって経済的で合理的な汚泥等の有効利用の在り方について調査・研究を進める必要があります。なお「玄海町バイオマス産業都市構想」における「事業系生ごみ、下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥活用プロジェクト」に基づき、公共下水道や農業集落排水施設及びし尿・浄化槽汚泥をメタン発酵の原料として活用するプロジェクトの推進を図っていきます。

#### ② 収集・運搬

本町のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者が行っており、安定かつ継続した収集・運搬を行うため、現体制を維持・強化する必要があります。

収集・運搬に伴う環境負荷を抑えるため、低燃費車両・低公害車の導入推進、優先的利用及び環境に配慮した運転（エコドライブ）の推進に取り組んでいく必要があります。

#### ③ し尿等の処理

本町では唐津市と広域的なし尿等の処理を行っており、安全かつ安定した処理を継続するために、本地域においては、唐津北部衛生処理センターへの搬入量の平準化に努める必要があります。

## 第2節 生活排水処理行政等の動向

### 1. 国・県の方針・計画の概要

直近年に定められた国・県の方針・計画等について以下に示します。

#### 〔国〕第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月閣議決定)

社会資本整備重点計画は、社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進することを目的として策定される計画です。平成27年9月に第4次社会資本整備重点計画が閣議決定され、生活排水処理施設の整備に係る重点施策を以下のとおり定めています。

(重点施策～一部抜粋～)

- ・人口減少等の社会情勢の変化を踏まえつつ、汚水処理の早期概成に向けて、地域の実情に応じた最適な汚水処理施設の整備を推進

**指標**: 汚水処理人口普及率

平成25年度 約89%→令和2年度 約96%

#### 〔佐賀県〕佐賀県生活排水処理施設整備構想(平成28年3月策定)

佐賀県では、県内の生活排水処理施設の整備を推進していくため、平成22年度に策定した佐賀県汚水処理整備構想を見直し、新たな構想として佐賀県生活排水処理施設整備構想を平成28年3月に策定しています。

(見直しのポイント)

- ・人口減少や少子高齢化など社会情勢を踏まえる。
- ・「普及地域の拡大」だけでなく、「施設の改築、更新」や「経営の安定」などの多様化した課題に対応する。

**指標**: 汚水処理人口普及率

(短期目標) 令和2年度汚水処理普及率・・・87%

### 2. 町の条例

玄海町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例は、生活排水処理施設の設置及び管理に関し、町民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、必要な事項について定めることを目的として、昭和62年3月に施行されました。

### 第3節 生活排水処理基本計画の基本方針等

#### 1. 基本目標

基本理念・方針については、基本的には前計画の理念・方針を継承していくものとし、生活排水処理基本計画の基本理念を以下のように掲げ、町民、事業者、行政が協働で適正な生活排水処理を推進します。

#### 『人と自然にやさしい循環のまち』

また、この基本理念に基づいた本町のあるべき姿の実現に向けて、生活排水処理基本計画の基本目標を以下のように掲げ、本町の水環境の保全に向けて適正な生活排水処理を推進するための取り組みを実施します。なお、基本目標については、基本的には前計画の方針を継承していくものとします。

#### 《生活排水処理基本計画の基本目標》

- 生活排水の処理・処分体制が充実した環境負荷の少ないまち
- 資源が循環して活用されるまち
- 1人ひとりが自然・生活環境を考え、町民・事業者・行政が協働して取り組むまち

## 2. 基本方針

基本目標を達成していくため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

### 《基本方針》

#### 1 生活排水処理施設の普及・促進

下水道や集落排水の処理区域内では、施設整備が完了していることから未接続世帯に対して利用推奨や指導を行い、水洗化を促進します。

下水道及び集落排水の処理区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及促進を図るものとし、くみ取り便槽を設置している世帯に対し、合併処理浄化槽への転換の働きかけを行います。

#### 2 し尿等の適正処理の推進

し尿等の排出量や性状に応じた適正な処理体制の整備を図ります。

## 3. 取り組みの体系

取り組みの体系を図 4-3-1 に示します。

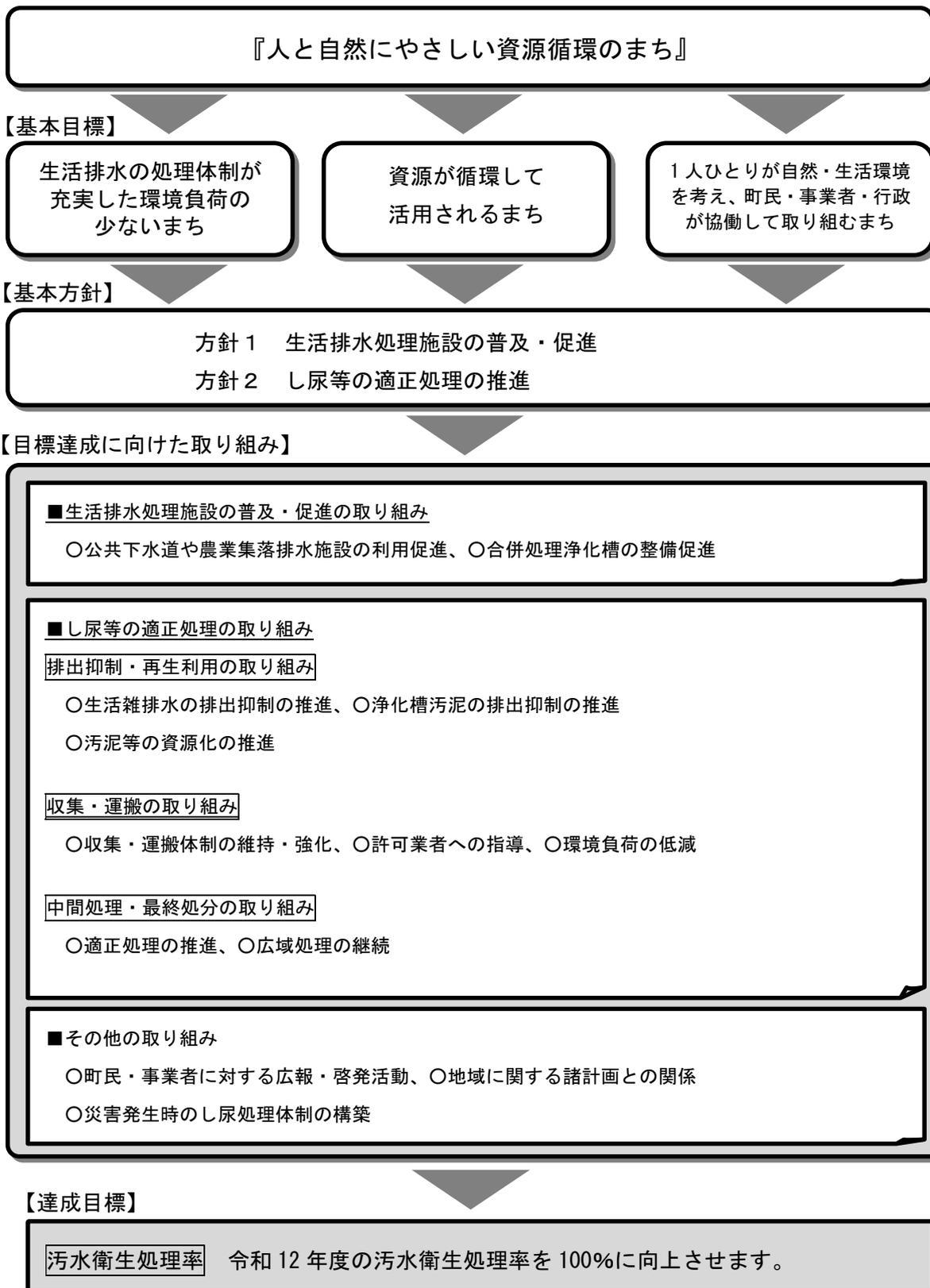


図 4-3-1 取り組みの体系

#### 4. 基本目標達成のための役割

基本方針に基づき取り組みを進めるため、町民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

##### 町民の役割

- 町民は、生活排水を排出する当事者であることを認識し、水質保全の中心的役割を担います。
- くみ取り便槽を使用している家庭は、生活雑排水が処理できるよう、公共下水道や農業集落排水施設に接続するか、あるいは合併処理浄化槽への転換を図ります。

##### 事業者の役割

- 事業活動に伴って発生する油類、薬剤、その他の汚染物質については、適正な処理を行うとともに、生活排水については、公共下水道や農業集落排水施設への接続または合併処理浄化槽への転換を図ります。

##### 行政の役割

- 生活排水が適正に処理されるよう、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の利用促進を図ります。
- 収集・運搬されたし尿、浄化槽汚泥については、唐津市への処理委託を継続し、唐津北部衛生処理センターにおいて適正処理を継続します。
- 町民・事業者に対しては、生活排水対策の意識向上のために必要な情報の提供や学習の機会を設け、自発的な活動を促します。

## 5. 生活排水の処理主体

本町の生活排水処理施設の種類の処理主体を表 4-3-1 に示します。

表 4-3-1 生活排水処理施設の種類の処理主体

施設の種類	対象となる 生活排水の種類	処理主体
(1) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	玄海町
(2) 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	玄海町
(3) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人

## 6. 生活排水処理形態別人口とし尿等の排出量の見込み

生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の見込みを表 4-3-2 に示します。

表 4-3-2 生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の見込み

		単位	R1	R3	R7	R12	
			実績	計画初年	中間目標	計画目標	
行政区域内人口(各年度 3 月 31 日)		人	5,455	5,323	5,058	4,942	
1. 計画処理区域内人口		人	5,455	5,323	5,058	4,942	
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		人	4,912	4,961	5,019	4,942	
(1) 下水道人口		人	3,712	3,754	3,800	3,713	
(2) 集落排水施設人口		人	437	437	433	423	
(3) 合併処理浄化槽人口		人	763	770	786	806	
(4) コミュニティ・プラント人口		人	0	0	0	0	
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		人	0	0	0	0	
4. 非水洗化人口		人	543	362	39	0	
(1) し尿収集人口		人	543	362	39	0	
(2) 自家処理人口		人	0	0	0	0	
5. 計画処理区域外人口		人	0	0	0	0	
汚水衛生処理率 <sup>※1</sup>		%	90.0%	93.2%	99.2%	100.0%	
し尿等排出量	年間量	し尿	kL/年	1,503	999	108	0
		浄化槽汚泥	kL/年	1,051	1,057	1,079	1,106
		集落排水汚泥	kL/年	262	262	259	253
		合計	kL/年	2,816	2,318	1,446	1,359
	1 日量	し尿	kL/日	4.1	2.7	0.3	0.0
		浄化槽汚泥	kL/日	2.9	2.9	3.0	3.0
		集落排水汚泥	kL/日	0.7	0.7	0.7	0.7
		合計	kL/日	7.7	6.3	4.0	3.7
	原単位	し尿 <sup>※2</sup>	L/人・日	7.56	7.56	7.56	7.56
		浄化槽汚泥(集落排水汚泥含む) <sup>※3</sup>	L/人・日	3.76	3.76	3.76	3.76
		集落排水汚泥 <sup>※4</sup>	L/人・日	1.64	1.64	1.64	1.64

※1: 汚水衛生処理率(%) = 水洗化・生活雑排水処理人口(人) ÷ 処理形態別人口合計(人)

※2: し尿原単位(L/人・日) = 年間し尿量(kL/年) ÷ し尿収集人口(人) ÷ 年間日数

※3: 浄化槽汚泥原単位(L/人・日) = 年間浄化槽汚泥量(kL/年) ÷ 合併・単独処理浄化槽人口(人) ÷ 年間日数

※4: 集落排水汚泥単位(L/人・日) = 年間集落排水汚泥量(kL/年) ÷ 集落排水施設人口(人) ÷ 年間日数

## 第4節 生活排水処理基本計画

### 1. 生活排水の処理計画

#### 1) 処理の目標

本町から排出される全ての生活排水を段階的に適正処理することを目標とします。目標年次に至るまでの汚水衛生処理率と人口の見込みを以下に示します。

表 4-4-1 汚水衛生処理率の見込み

年度	R1	R3	R7	R12
	実績	計画初年度	中間目標	計画目標
汚水衛生処理率	90.0%	93.2%	99.2%	100.0%

表 4-4-2 汚水衛生処理人口の見込み

年度	R1	R3	R7	R12
	実績	計画初年度	中間目標	計画目標
行政区域内人口	5,455	5,323	5,058	4,942
計画処理区域内人口	5,455	5,323	5,058	4,942
汚水衛生処理人口	4,912	4,961	5,019	4,942
汚水衛生未処理人口	543	362	39	0

#### 2) 生活排水を処理する区域

本町の生活排水を処理する区域は、集合処理施設である公共下水道及び農業集落排水施設で処理する区域及び個別処理を行う合併処理浄化槽で処理する区域とします。

##### 【集合処理区域】

- 公共下水道や農業集落排水施設で処理区域は、公共下水道や農業集落排水施設の事業計画に基づく区域とします。

##### 【個別処理区域】

- 合併処理浄化槽で処理する区域は、公共下水道計画区域や農業集落排水計画区域以外の区域とします。

### 3)生活排水処理施設の整備計画

本町では集合処理区域において公共下水道及び農業集落排水施設の整備を全て完了しています。

個別処理区域では、今後も合併処理浄化槽の整備を推進する計画です。合併処理浄化槽の設置計画を表 4-4-3 に示します。

表 4-4-3 合併処理浄化槽の設置状況

事業	計画概要
合併処理浄化槽補助事業	年間計画(R3~R12):2基/年

### 4)生活排水処理施設の普及促進の取り組み

生活排水処理施設の普及促進に向けた取り組みを以下に示します。

#### 公共下水道や農業集落排水施設の利用促進

公共下水道や農業集落排水施設の施設整備は完了していることから未接続世帯に対して利用推奨や指導を行い、水洗化を促進します。

#### 合併処理浄化槽の整備促進

下水道及び集落排水の処理区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及促進を図るものとし、くみ取り便槽を設置している世帯に対し、合併処理浄化槽への転換の働きかけを行います。

## 2. し尿等の処理計画

### 1) 排出抑制・再生利用計画

#### ① 基本方針

町民、事業者、行政が互いに連携し、それぞれが役割と責任を果たしながら排出抑制・再生利用を図ります。

#### ② 排出抑制・再生利用の取り組み

##### 生活雑排水の排出抑制の推進

河川や海域などの公共用水域の環境を保全するため、生活雑排水の発生源である町民や事業者の生活排水対策に対する意識の高揚を図り、家庭や事業所で出来る取り組みについて周知し、自主的な取り組みを促進します。

##### 【汚濁負荷の削減行動】

- ・ 三角コーナー及びストレーナー等の設置
- ・ 廃食用油の再利用、再生利用の推進
- ・ 油や食べ残し等の排水口への廃棄の抑制
- ・ 合成洗剤、シャンプー、リンス、歯磨き粉等の適量使用
- ・ アクリルたわしを用いるなど、洗剤の使用量の削減
- ・ 洗車時の排水量を少しでも減らすような工夫
- ・ 米のとぎ汁の有効利用
- ・ 節水の励行

##### 浄化槽汚泥の排出抑制の推進

浄化槽については、適正な維持管理が行われないと、処理水質の悪化を招いたり、し尿処理施設へ搬入される浄化槽汚泥が増大したりするため、浄化槽の保守点検や清掃等が適正に行われるよう、町民・事業者及び清掃業者（許可業者）への周知徹底・指導を行います。

##### 汚泥等の資源化の推進

唐津北部衛生処理センターにおいて処理後に排出される汚泥等の堆肥化やコンクリートブロック化による有効利用を継続します。

また、中・長期的な視点で本町にとって経済的で合理的な汚泥等の有効利用の在り方について、唐津市や民間企業等との情報共有を行いながら、調査・研究を進めます。

## 2) 収集・運搬計画

### ① 基本方針

収集・運搬の計画区域は、本町全域の内、集合処理施設の整備区域を除く区域を原則とし、安定かつ継続的で環境にやさしい収集・運搬体制の構築に努めます。

### ② 収集・運搬の取り組み

#### 収集・運搬体制の維持・強化

本町のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者が行っており、安定かつ継続した収集・運搬を行うため、現体制を維持・強化します。

#### 許可業者への指導

許可業者に対しては、生活環境に配慮し、収集業務を衛生的、効果的に行う指導を徹底します。

#### 環境負荷の低減

収集・運搬に伴う環境負荷を抑えるため、許可業者に対してエコドライブや低公害車購入補助制度についての情報提供を行います。

## 3) 中間処理・最終処分計画

### ① 基本方針

収集したし尿等の安定かつ適正な処理に努めます。

### ② 中間処理・最終処分の取り組み

#### 適正処理の推進

本町で排出されるし尿・浄化槽汚泥及び集落排水汚泥については、唐津市に処理委託し、唐津北部衛生処理センターで適正処理を行う体制を継続します。

し尿等の処理の過程で発生する汚泥等については、堆肥化やコンクリートブロック化することにより有効利用されます。

#### 広域処理の継続

本町は唐津市とともにし尿等の広域処理を行っており、今後も継続していきます。また、中・長期的な視点で本町にとって経済的で合理的な汚泥等の有効利用の在り方について、唐津市や民間企業等との情報共有を行いながら、調査・研究を進めます。

## バイオマス活用推進計画（再掲）

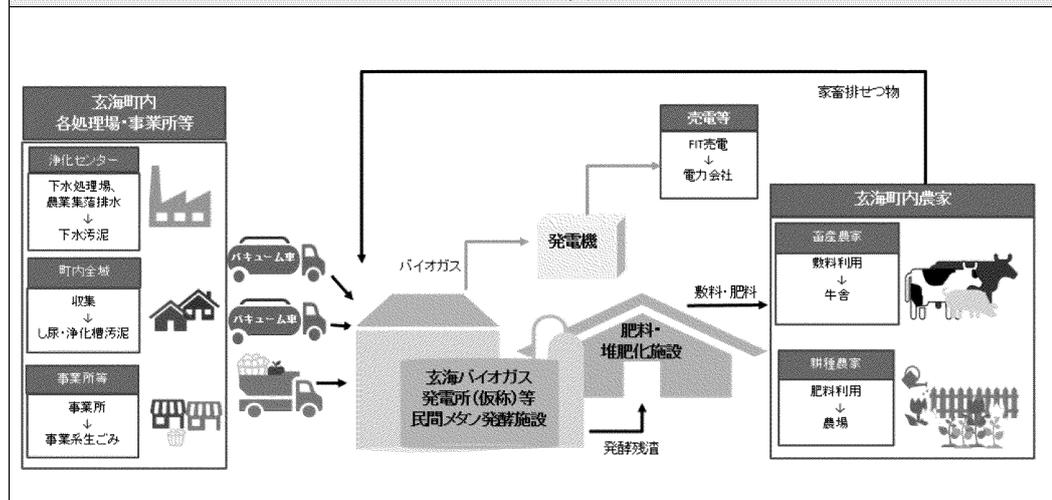
本町は、地域のバイオマス活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち、むらづくりを目指す地域として、令和元年11月に国からバイオマス産業都市として認定されました。

バイオマス産業都市の認定に向けて、令和元年7月に策定した「玄海町バイオマス産業都市構想」は、自然環境の保全、循環型社会の形成を目指すことを目的として、再生可能エネルギーの創出等の具体的な事業展開を示すものであり、本町では、「玄海町バイオマス産業都市構想」を、「市町村バイオマス活用推進計画」として位置づけ、地域に存在する種々のバイオマスを最大限活用する事業化プロジェクトの実現を目指して、取り組みを推進していきます。

### 事業系生ごみ、下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥活用プロジェクト【中期計画】

プロジェクト名	事業主体	バイオマス
事業系生ごみ、下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥活用プロジェクト	玄海バイオガス発電所(仮称)等の民間メタン発酵施設	事業系生ごみ 68t/年 下水汚泥 348t/年 し尿・浄化槽汚泥 1,869t/年

#### イメージ図



資料：玄海町バイオマス産業都市構想（令和元年7月）

図 4-4-1 バイオマス産業都市構想における事業化プロジェクト

### 3. その他

#### 1) 町民・事業者に対する広報・啓発活動

##### 環境学習の推進

水質汚濁防止及び水環境の保全等を題材とした講演会、シンポジウム、河川、水辺などにおける体験型のイベントの開催及び側溝、河川等の清掃活動に取り組むことで水環境の保全意識の高揚を図ります。また、施設の見学会、学習会等を行い、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等を利用することによる環境保全や発生源における生活排水対策の大切さについて学習する機会を増やします。

##### 広報・啓発活動の推進

広報・啓発用の回覧、ホームページ等を使って、生活排水処理の重要性や公共下水道及び合併処理浄化槽の利用促進について、継続的かつ効果的に情報を発信します。また、汚濁負荷の削減について家庭・事業者が出来る生活排水対策について周知を図り、自主的な取り組みを促します。

合併処理浄化槽を使用している世帯に対しては、浄化槽の定期的な保守点検・清掃及び法定検査の実施について啓発し、適正管理が行われるよう指導します。

#### 2) 地域に関する諸計画との関係

し尿等の処理・処分に係る諸計画との整合を図るため、関連する事業（計画）の現況と今後の動向について関係機関と十分な調整を図ります。

##### 【関連する主な事業（計画）】

- ・ 玄海町における関連事業（玄海町バイオマス産業都市構想、下水道整備事業等）
- ・ 佐賀県における関連事業（生活排水処理施設整備構想等）
- ・ 唐津市における関連事業（一般廃棄物処理基本計画等）

#### 3) 災害時のし尿等の処理体制の構築

##### 処理体制の維持

- ◆ 被災時の処理・処分については、平常時と同様に許可業者による収集・運搬と町による処理・処分を行います。収集・運搬車両及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成します。
- ◆ 水害等により冠水した地区については、便槽が満水となっている恐れがあるので、優先的に汲み取りや清掃を行います。
- ◆ 収集・運搬車両、処理・処分施設の被災状況を考慮し、必要に応じて県及び近隣市町、民間事業者、収集・運搬業者の組合等の協力を求め、円滑かつ安定した処理・処分の維持に努めます。必要に応じて、地域内に臨時貯留槽を設置します。

#### 仮設トイレの調達、設置、撤去

- ◆本町は被災地域の衛生環境を確保するため、仮設トイレを調達し、避難所等の必要な場所に設置します。この際、高齢者や障害者に配慮するものとし、また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図ります。
- ◆あらかじめ、避難所等への配布戸数、備蓄数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定するとともに、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努めます。この調達計画に基づき、仮設トイレを調達するものとするが、必要量が確保できない場合、県に対し、供給を要請します。

#### 県・近隣市町等との協力

本町単独での対応が困難な場合には、収集・運搬、処理・処分に関して県及び近隣市町の協力を仰ぐとともに、民間事業者とも事前に協定を締結するなど、被災時に必要となる人員、機材、処理体制等の確保を図ります。

